

経済建設委員会会議録

令和8年8月6日（木）

（開 会） 10：00

（閉 会） 15：15

【 案 件 】

1. 経済政策について

【 報告事項 】

1. こども夏祭りの開催について (公営競技事業所)
2. 飯塚市地方卸売市場花き部を廃止とする方針の決定について (農林振興課)
3. 筑穂元吉における地域密着型通所介護施設（デイケア施設）の開発行為について (都市計画課)
4. 市道上における車両損傷事故について (穂波支所経済建設課)
5. 市道上における車両損傷事故について (筑穂支所経済建設課)
6. 工事請負契約について (企業管理課)
7. 工事請負変更契約について (上水道課)
8. 工事請負契約について (契約課)

○副委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「経済政策について」を議題といたします。初めに「市営住宅の政策的移転（住み替え事業）の推進について」執行部の説明を求めます。

○住宅課長

都市建設部住宅課でございます。お手元の資料に基づき、「市営住宅の政策的移転（住み替え事業）の推進」について、説明いたします。

1 ページをお願いします。趣旨及び背景でございますが、本市における市営住宅の管理運営は、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第4次実施計画」及び「飯塚市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、2026年4月現在の管理戸数4286戸から、2032年度の目標戸数である3800戸に向け、適正な管理とライフサイクルコストの削減を進めているところでございます。

しかしながら、市営住宅の建て替え事業は長期間かつ高コストを要する事業であり、事業の完了を待つ間に老朽化が進行すること、また、団地内に空き家が散在する、いわゆる「虫食い状態」への対応が、現在、喫緊の課題となっております。

ここで、本市が抱える課題を財政面と住環境面の2点から整理いたします。

2 ページをお願いします。1 点目の財政的課題ですが、将来的に建て替えや公募停止を予定している棟であっても、具体的な事業時期が未定である以上、入居者が居住している間は、外壁補修や防水工事、突発的な緊急修繕などを行う必要がありますので、これが非効率な財政負担を生む要因となっております。

2 点目の住環境の課題ですが、更新が必要な住宅では設備が古く、居住性の低下や、バリアフリー化・エレベーター未設置といった問題がございます。さらに、空き家が増加することで、残された入居者の皆様による共用部分の草刈りや清掃といった管理負担が増加している実態がございます。

これらの課題を解消するため、本事業では、建て替えの完了を待つことなく、既存の良好な住宅への政策的移転（住み替え）を能動的に進め、経費の早期抑制と住環境の改善を同時に達成しようとするものでございます。

3 ページをお願いします。本事業による主要効果についてご説明いたします。

効果の第1は「財政負担の最小化」です。用途廃止等が決定している住戸への個別修繕費を抑制するとともに、入居者を特定の棟へ早期に集約することで、空き棟にかかる保守点検費等のランニングコストを圧縮いたします。また、集約・解体完了後の跡地につきましては、民間売却等による有効活用を図り、将来の更新財源の確保に繋げてまいります。

続きまして、効果の第2は「住環境の改善」です。エレベーターやバリアフリーなどの設備が整った良好な住宅へ移転していただくことで、入居者、特に高齢者世帯の安全性と快適性を確保し、居住リスクを低減してまいります。

4 ページをお願いします。実務的な事業推進スキームについてですが、本事業は、行政の一方的な方針による強制的な移転ではございませんので、あくまでも入居者一人一人の生活事情に寄り添い、丁寧な説明の下で任意移転を基本として推進いたします。特に高齢世帯や単身世帯が抱える引越し等への不安を解消するため、「伴走型アプローチ」と「負担軽減措置」をパッケージとして提示いたします。

まず、合意形成のプロセスですが、一斉説明会という形ではなく、住宅課職員が対象となる各住戸を直接訪問し、丁寧に個別説明を行います。移転先のご提示に当たっては、通院や従来の生活圏、地域コミュニティの変化を最小限に抑えるよう、希望エリアや間取りの徹底したヒアリングを行います。また、移転時期につきましても、体調等に配慮し、個々の事情に応じた柔軟なスケジュールを組んでいきます。

5 ページをお願いします。次に、具体的な支援措置ですが、既存ストックの中に政策的移転枠の優良な受皿住宅を確保いたします。また、本市都合による移転に伴う移転補償費を支給するとともに、移転により家賃が上昇する場合の激変緩和措置として、5年間の家賃スライド減免などを適用いたします。

また、荷造りや不用品の処分、各種行政手続きなどに不安を抱える高齢単身世帯等に対しましては、住宅課職員がワンストップで窓口となり、実務面での伴走型支援を徹底してまいります。

6 ページ、7 ページにつきましては、政策的移転を推進する対象団地の一覧を示しています。今回、政策的移転を推進する団地は、6 ページの「用途廃止予定団地」が10団地、7 ページの「公募停止中（建て替え予定）団地」が11団地、合わせて21団地でございます。

8 ページの管理戸数と入居者状況の推移を御覧いただきますと、本市の市営住宅は、令和3年度から令和7年度にかけて、管理戸数が4355戸から4286戸へと減少する一方、入居戸数も2991戸から2622戸へと減少しており、結果として入居率は79%から71%へと低下し、令和8年度当初におきましては、空き家は1664戸となっております。

9 ページをお願いします。今後の具体的な進め方といたしましては、これら対象団地の入居者に対しまして、一律にアプローチするのではなく、団地内でもさらに棟別の入居率が50%以下となっている、特に空き家が目立つ棟を洗い出します。対象団地全体の入居者は583世帯ございますが、まずはこの入居率50%以下の棟にお住まいの294世帯にリソースを集中させ、職員による戸別訪問や交渉の拡充に取り組んでまいります。

10 ページにつきましては、政策的移転事業の事務フロー図となっております。

また、補足資料といたしまして、市営住宅の全体位置図と政策的移転対象団地の周辺図を提出しております。

本事業の推進により、市営住宅ストックの適正化と財政健全化、そして何より市民の皆様の安全安心な住環境の確保を両立させてまいります所存でございます。

最後に追加の報告となりますが、今回の熊本地震の被災者に対する住宅支援の状況について説明いたします。

令和8年7月に発生しました熊本地震における被災者への住宅支援につきましては、本市に

おきましても被災された方々の生活の安定と早期の生活再建を支援するため、国や県、関係機関と密接に連携しながら対応を講じております。当市におきましては、ホームページ等による周知は現在準備中ですが、福岡県は県内自治体の情報を収集し、被災された方々に情報提供を行っているところでございます。具体的な支援内容としましては、住宅に甚大な被害を受け、住居の継続が困難となった被災者の皆様を対象に市営住宅の一時提供をいたします。受入れに当たりましては、被災状況に鑑み、迅速な入居が可能となるよう敷金等の減免措置や必要書類の提出に関する柔軟な取扱いなど、被災者に寄り添った特例的な対応を講じるところでございます。

住宅課としまして、今後も不測の大規模災害が発生した際には、被災された方々が一日も早く安心して暮らせる住まいを確保できるよう、関係各課及び県とのネットワークを緊密に維持し、迅速かつ円滑な住宅支援に万全を期してまいります。

以上で都市建設部住宅課からの説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありますか。

○瀬戸委員

一、二点質問させていただきます。政策的移転を推進する団地と優先的建て替え及び非現地建て替え団地等ということで、団地名が上がっていますが、この団地名に入っていない団地があるようでございますが、それはどういうふうになっているのでしょうか。

○住宅課長

今回この一覧表に上がっている団地につきましては、令和5年度に策定しました飯塚市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止または優先的建て替えというふうに位置づけられた団地となっておりますので、今回、長寿命化計画の中から抜粋してこの団地をピックアップしているところでございます。

○瀬戸委員

ということは、今ちょっと頭に浮かんでいるのが、西町の勝盛公園に降りて行く右側に一、二戸残った団地がございそうですが、そういうところはもうどうなっているんですか。

それと、これは下三緒が入っていますが、上三緒のほうの団地が入っていないようでございますが、その辺りをちょっと教えてください。

○住宅課長

今、質問委員おっしゃっているところは勝盛住宅かというふうに思います。勝盛住宅につきましては、昨年度、アスベスト調査が完了しており、今年度、解体を実施する予定としております。解体後は売却に向けた取組をしていくつもりでございます。

上三緒及び下三緒団地の今後につきましては、市営住宅の今後の在り方について飯塚市公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的な維持管理及び効率的なストックを活用、推進しているところでございます。当該住宅におきましても、築年数の経過に伴う老朽化が進んでおり、安全性の確保や修繕費用の縮減が重要な課題と認識しております。今後の方向性として、施設の健全度調査の結果を踏まえ、大規模な改修工事を行って長寿命化を図るのか、あるいは今後の需要予測や地域の住宅事情を勘案しながら、将来的な集約も統合も含めて検討すべき対象であるか慎重に見極めているところでございます。

住宅課としましては、市民の皆様の安定的なセーフティネットとしての公営住宅機能を維持しつつ、財政負担の平準化と効率化の両立を図るため、総合的な観点から計画的に取り組んでいるところでございます。

○瀬戸委員

それともう一点、現在、相田団地の建て替えにおいてはSRCの五、六階建ての建物が建っていますけど、以前、相当前になりますけど、ストック計画の当初ぐらいでしたかね、地元木

材を使かった平屋建ての住宅を造ろうというような計画もありますが、その計画はどうになりましたでしょうか。もうこの頃あまり話を聞かれませんので、答弁ができたならお願いいたします。

○住宅課長

現在、相田団地につきましては高層化ということで事業を進めておるところでございます。

地元木材を使った平屋等につきましては、今後、別の住宅の建て替えの際に検討していくというようなところで、今、考えているところでございます。

○瀬戸委員

難しいのかもしれませんが、ぜひご検討よろしくお願ひ申し上げます。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

委員長、これは中身の前に、案件との関係ではどういうことになるんですか。案件としては1が「経済政策について」でしょう。それで、報告事項がありますよね、1から8まで。今、報告あったのはどれに該当するんでしょうか。何があっているのかなというか。

○副委員長

「経済政策について」の中の議題として、「市営住宅の政策移転（住み替え）事業の推進について」という形で、経済政策として扱っています。

○川上委員

そのような質問の仕方にならないといけないということなんですね。

○副委員長

趣旨はそういうことです。

○川上委員

地域経済も含めて、経済対策で基本的に重要なことは個人消費を伸ばすということですよね。それで、もう一つが住宅ですよ。その流れの中で、この市営住宅問題というのが出てくるのか、ちょっとよく分からないんだけど、それからいえば、先ほど発言がありましたけど、市営住宅建て替えに当たっては木造平屋建て、そういう技術を持ったところが少なくなっている可能性もあるけど、比重を大きくしていくようなことを経済政策上は考える必要があるんじゃないかと。

それから、その点からいえば、住宅リフォーム、住宅補修の補助金を全廃しましたでしょう。これについては、5月のときに副市長のほうから答弁があって、決定的に検討が不足しているというお話だったでしょう。そして、早急に全廃したことの見直しをしようと言われたじゃないですか。そういう流れの中で、これを質問していくわけですかね。

○副委員長

それもよろしいかと思います。

○川上委員

まず、①で114世帯、②で180世帯、合わせて294世帯ということなんですけども、ここにお住まいの方々の特性が分かりますか。

○住宅課長

特性といいますか、名義人の方の平均年齢になりますが、①の用途廃止予定団地につきましては74.5歳、②の公募停止中団地につきましては70.9歳となっております。

○川上委員

これは細かく個別にもう把握しているんですかね、平均とかじゃなくって。例えば、世帯数は分かりますけど、戸数は分かるけど、そこにお住まいの方々は何人なんですか。

○住宅課長

用途廃止予定団地にお住まいの方は359名、公募停止中団地にお住まいの方が530名と

なっております。

○川上委員

そうすると、８９９人ということですか。

○住宅課長

８８９人となっております。

○川上委員

聞き損なったんですかね。①は何人と言われましたか。

○住宅課長

①は３５９人です。

○川上委員

失礼しました。聞き間違いですね。

この８９９人の方々の状態というのは、単身であるか、そうでないかということと、それぞれの性別と年齢が分かっているくらいですか。

○住宅課長

そのとおりでございます。

○川上委員

障がいの有無とか、介護を必要としている状態の方か。その場合、要支援、要介護はどのレベルなのかとか。それから、その方々を事業所でサポートしているという場合もあるでしょうけど、近隣の住民の方が、友人・知人がサポートしている場合もあるかもしれないじゃないですか。そういう状態というのは。それから、それぞれがどの病院に行っているとか、通院している所。それから、デイサービスはどこに行かれているとか、そういうのはまだ分からないんですかね。

○住宅課長

そういった内容につきましては個別訪問の際に聞き取りを行い、台帳作成をして、整理をしているところでございます。

○川上委員

そうしますと、住宅課が本来は知る必要のない個人情報に接してしまうことになりますよね、丁寧に対応していこうとすれば。それはどういうふうになるんですか。

○住宅課長

そういった個人情報につきましては厳重に管理しているところでございますので、担当課以外にそういった情報が流れるようなことはございません。

○川上委員

知ってしまった場合は当然ですけど、知ること自身が妥当なのかという問題がないかと思うわけですよ。どこまで聞けるんですか。どこから先は聞けないとかいうのはないんですか。

○住宅課長

明確な取り決めはございませんけれども、答えられる範囲といいますか、通院している病院だったりとか、どこのデイを使っているとか、そういった事情を聞きながら、それに近いような住宅をご案内するという意味合いで、聞ける範囲で職員のほうが聞いている状況でございます。

○川上委員

例えば、こどもさんというか、推定相続人というか、そうした情報を知ってしまいますよね。その方のことについて、誰と相談したらよいかというようなことになるでしょう。そのところがちょっと気になりますよね。

それから、聞く行為が、ずっとまだ住んでおられていいんですよと、だけど、市はこういう考え方なので、希望があれば、そこに、財政的なことも含めて、優先的に、随時で手当てしよ

うと思いますというようなことを言うんでしょうけど、そのことが、やはり、長年、こどもを育てて、孫も遊びに来てくれたりしている、この住宅が良いと思われている方にとっては、事実上の強要とか、プレッシャーにならないのかなという心配があるんですけど、その辺はどうですか。

○住宅課長

今、委員ご指摘の心理的圧迫や居住権への配慮につきましては、本事業を進める上で最も慎重にかつ厳格に管理すべき一線であると認識しております。まず、個別訪問における職員の説明につきましては、移転を強要、勧奨するものではなく、あくまでも現在の建物の老朽化や将来的な維持管理への限界といった客観的な事実と、バリアフリー化された優良な住宅へ転居という選択枠をフラットに情報提供するものでございます。

また、職員がワンストップで伴走する支援体制を敷くのも、行政の都合を押しつけるためだけではなく、単身高齢者の方が抱える引っ越しへの手続や荷造りが物理的にできないという困りごとを解消し、ご本人がこれなら新しい環境へ安心して暮らせるという、心から納得された場合のみ次のステップへ進んでいただくものでございます。

居住権を脅かすような形を変えた強制には決してさせず、どこまでも入居者様の福祉の向上と住環境の改善という大原則に立ち返り、一人一人のご意向と生活実態を優先的に尊重しながら、慎重に見極めて対話を進めてまいります。

○川上委員

この件については、住宅課が担当ということになるんでしょうけど、今言われたような努力を、配慮するというのは当たり前と思いますが、どうしても先ほどから言っているような個人情報の問題、それから、心理的な圧迫、懸念が残るんですよね。

それで、こうすればいいよという意味じゃないんですけど、例えば、その方の特性にもよりますが、民生委員さんと協議をするとか、それから、市の高齢者支援課あるいは生活支援課とチームをつくるようなことも考えないと、大家さんからいい所に行ってくれませんかと言われた場合、本当につらいものが出てくるんじゃないかと思うんですよ。だから、市長、どうですかね、この件について、住宅課が少ない人数で889人を相手に、しかも高齢の方でしょう、全体としては。住宅課だけで対応して大丈夫ですか。市長、どう思いますか。

○副委員長

市長、答弁できますか。

○住宅課長

今、委員のご指摘のとおり、住宅課では限界があるかというふうには考えておりますので、今後につきましては、関係課各課と連携しながら政策的移転の事業を進めていきたいというふうに考えております。

○川上委員

住宅課の気持ちは分かりましたが、これで財政負担を減らそうと言っているんでしょう、市は。住環境も今もう草ぼうぼうの所ばかりじゃないですか。秋になったら火事になるかもしれないでしょう。だから、手を入れることは、当然、大事だと思うから聞いているわけですよね。

それで、住宅課長の気持ちは分かりました。住宅課長の気持ちだけではそのようにはならないだろうと思うわけですよ。だから、市長はどうお考えかを聞いたんですよ。

○武井市長

質問委員のご懸念の部分は一定の理解を私もさせていただきますけれども、先ほど課長が言いましたように、このことを通して、財政負担の最小化ということも今日の資料にも入れておりますが、住環境の改善を図っていただくということもまた大きな目的でございます。そういう意味で、ご懸念されているようなことがないように、しっかり庁内で連携を図っていくとい

うことは重要だと思いますんで、そういうことも大事にしながら、踏まえてやっていきたいと思っております。

○川上委員

今、私が心配しているということを何か単語的に言ったら、生活権とか人権とかいうくくりになるのかと思うわけですね。

それで、自治会としては幾つありますか。

○住宅課長

それにつきましては、現在、把握しておりません。

○川上委員

例えば、小正高畑の場合は、誰もいない棟については、いろいろ防犯・防災上のこともあるので倒してくださいということで、この間、自治会と話をして倒してきたりしていると思うんですよ。そういう意味では、自治会がその1つの棟に少ない入居者しかいない場合でも包摂して助け合いをしていることもあると思うんですよ。そういう意味では、住環境の問題、市にとっては財政負担の軽減ということになりますけど、それとは別に、地域の協働というか、人と人とのコミュニティ、結びつきを大事にするという点からいえば、自治会との関係は考慮されてしかるべきではないかと思うけど、今、自治会の数が分からないということだったけど、この件については、自治会とは協議もなしになるということなんですか。

○住宅課長

現在、政策的移転に関しまして自治会との協議等は行っておりません。ただ、本市としましても長年築かれた地域コミュニティの重要性は十分認識しております。そのため、可能な限り近隣の市営住宅への移転を優先的に案内している状況でございます。

○川上委員

可能な限り近隣と言うけど、ご本人の移転希望がある場合は、便利な所というのが、病院とか買物とか子どもたちとの関係とか、そういうことが先になると思うけど、自治会の中にももらいたいから近隣というように今聞こえたので、それはちょっと心配かなというふうに思いました。

それから、大きい3番目だけど、長年にわたって部落解放同盟や同和会の推薦がなければ入れないとした住宅が著しく老朽化が進んで、入居もないから老朽化するんですよ、空き家だから。今年1月か2月からは解放同盟の推薦があろうとなかろうと——、あろうとなかろうと——、ないわけですけど、市がきちんと管理していくという立場を解放同盟に通告したと聞きましたが、今、完全に市営住宅は市が一部の団体や幹部の意向によらず公正に管理できる状態になっているんですか。

○住宅課長

旧地域改善向け住宅につきましては、昨年度2月に周知文書として関係団体のほうにお渡しをしております。令和8年4月からは旧地域改善向け住宅につきましても一般公募の対象として取り扱っているところでございます。8月公募につきましても数か所の団地を公募で出しているところでございます。

○川上委員

私は、特別措置法が終結を迎えた20年前、これからきちんと市が管理する状態になれば、必要に応じて空き家募集も行い、そのことによって室内の荒れというのは一定程度抑制できたのではないかと思うわけです。これは指摘をしておきたいと思います。

それで、財政負担の軽減となるんだけど、もし仮にですよ、強制的なことではなく本当に心の底から移転したほうがいいという方々が全員であって、899人が転居したとしますでしょう。その場合の市の財政負担の軽減、最少化と言うけれど、どの程度考えられますか。

○住宅課長

今、財政負担の軽減ということでご質問がありました。今回対象の294世帯に限ってご説明させていただきますと、移転補償に係る経費につきましては8085万円、移転先の家屋補償につきましては大体1件当たり70万円ほどかかりますので、2億580万円となっており、合計しまして2億8千万円程度の経費が必要となっておりますが、移転補償費につきましては社交金がつきますので、単費としましては5134万7100円というふうな計算となっております。

ここで支出があるものの、集約することによって余剰地等を売却して、次期住宅の建て替え等に積立てをしていくというような形を取っておるところでございます。

○川上委員

2億8千万円の支出が生じるでしょうと。売却というのは、21団地の全部売却を考えているんですか。一つ一つについて検討がありますか。

○住宅課長

この21団地を全て売却というわけではございませんので、現地建て替え、非現地建て替えといった団地がありますので、全て売却の対象とはしておりません。

○川上委員

そうしたら、今の時点であなた方が売却と考えている団地を教えてください。

○住宅課長

売却対象の団地につきましては、解体をその都度検討していくということで、今のところ事業を進めているところでございます。

○川上委員

ですから、この事業が、先ほど言ったような状況の下で、全員が移転した場合は経費が2億8千万円要するというわけでしょう。一方で、売却を考えていますというわけでしょう。その場合、どの住宅を売却しようと考えておるのか、今聞いたんです。

○住宅課長

売却を検討している団地につきましては、用途廃止団地が対象かというふうに考えております。

○川上委員

そうしたら具体的に言うと、山内、蟹ヶ浦、平恒新町、楽市1、赤坂、新町西、石丸、石丸改良、上勢田、東勢田・明治ということでもいいですか。

○住宅課長

売却につきましては、本市で活用がないと認められた土地につきましては売却、市で活用用途があるということであれば別の用途で活用していきたいというふうに考えております。

○川上委員

そうすると、今、10団地を上げましたけど、その中で市が活用する土地というふうに考えているところはあるんですか。

○住宅課長

そのような土地につきましては、現在、検討中ではございまして、解体後、その都度、関係各課のほうと協議していきたいというふうに考えております。

○川上委員

資料の7ページに、優先的建て替え及び非現地建て替え団地等ということになっているので、非現地建て替えも売却対象ということになるわけですね。

それで、この非現地建て替え団地というのはどこですか。

○住宅課長

この11団地のうち、非現地建て替えになっている団地につきましては、下三緒、楽市2、小僧となっております。

○川上委員

そうすると、今言われた3つは市で活用を考えない場合は売却対象ということですか。

○住宅課長

市で活用がない場合は売却対象ということになります。

○川上委員

市で活用するというのはどういうことが考えられるんですか。

○住宅課長

市で活用ということにつきましては、まだ絵が描かれておりませんので、その都度、関係各課と協議を行い、どういった公共的なものができるかということを検討してまいりたいと思います。

○川上委員

学校施設の場合などは、基本的には、国の考え方としては、公共団体、自治体のほうで積極的に活用できるようなものを考えると。でも、当然ながら地域住民の皆さんと協議をしながらということになるんでしょうけど。自治体の主導性を国は要求しておったと思うんですよね。

今言われた市で活用する、市内の場合というのは、地域との関係ではどのような話をするとかしないとか、そういうところまでまだいってないですか。

○住宅課長

市営住宅解体後の土地につきましては、普通財産となりますので、住宅課でそのところを検討するものではないかというふうに考えております。

○川上委員

そうしますと、市で活用しない場合に売却する対象が、①で10団地、②で3団地あるわけですね、全部13団地。この土地が右から左に売れるかどうか分かりませんが、もし売れた場合、2億8千万円をペイできるというような、それを上回るというような収入は、試算か何かしていますか。

○住宅課長

その点につきましてはまだ試算等は行っておりません。先ほども答弁を申しましたが、普通財産となりますので、その後は所管課のほうで対応していくというふうに思います。

○川上委員

そうしたら、委員長がもう分かったと思うけど、支出2億8千万円という数字が出てきているわけでしょう。そして、負担増なんですよ、これは。負担増でしょう。でも、あなた方は「財政負担減」というふうに言っているわけでしょう。だから、この今の答弁のままでしたら、財政負担減の見通しが分からない。2億8千万円増えるだけというのが、今の質問と答弁の到達ですよ。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:42

再 開 10:43

委員会を再開いたします。

○川上委員

委員長が今言われたようなところですよ。それで、飯塚市から追い立てを食ったというようなことが絶対ないようにしてもらいたいし、個人との関係では、入居者との関係では。

それから、より生活がしやすいようなところまで考えるという点でいえば、先ほど言いましたけど、住宅課だけではない、支援体制をきちんとする必要があるんじゃないかと。減免も5年とかいうふうに言われましたけど、今までやってきたこととの整合性の問題、公平性の問題もあるかもしれないけど、5年たったら何倍にもなりますというようなことでも困ると思う

んですね。

それから、コミュニティーに関わることなので、個人情報の問題とかは別としても、自治会としてどうなのかということについては、今後、売却してしまうという方向なのか、自治会等の要望を受けて、指定避難場所とか、足りているとか言うかもしれないけど、西山断層がどうかということもあるぐらいですから、市の活用としてはかなりあるはずなんですよ。締切り間際になって駆け込んで、市議会議員に売ったとかというようでは見栄えが物すごく悪いですよ。だから、公平なことが行われるように要求しておきたいと思います。

それまでの間は、草はどんどん生えているでしょ。空き家の所だけはやっているけど、ここは共有の所ですという所は、最近少し手を出し始めたと思いますけど、地元住民でできない状況にもうはっきり言ってなっているわけですから。自治会がお金を出してシルバーに頼んだりしている状況があるわけでしょ。だから、そういうのも負担をかけないで、これが終わればそうしますじゃなくて、もうすぐに切り替えてもらいたい。指摘して終わります。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

先ほど報告の最後に――、熊本地震の対応ありがとうございました。飯塚市がどのように対応しているのか、私も気になっていたところ、ホームページ上で、今、確認していましたら、公営住宅の提供では、現在準備中というふうになっております。ぜひ、しっかりした対応をよろしくお願いいたします。対応ありがとうございました。

また、質問としまして、10ページに政策的移転事業の事務フロー図があります。その中で、移転希望の意思を確認した後、「希望する」、「希望しない」というふうな矢印が2つありますが、希望した場合、移転先を市営住宅ではなく、民間の住宅を希望される場合もあるかと思いますが、そのような場合の対応はどのようにされるのか、教えてください。

○住宅課長

移転を希望する場合で、市営住宅以外を希望される方につきましても、政策移転の事務と同様、移転補償費、また、引っ越し、各種手続を伴走型でやっていくということになっております。

○金子委員

しかし、先ほど住人の平均年齢を聞きましたところ、74.5歳、70.9歳というふうになかなか高齢の方なので、民間の住宅に入っていただくのもなかなか難しい面もあるかのではないかなと思います。そのとき、セーフティーネット法が改正されて、その法律の中でセーフティーネット制度について考えていくということを指摘されております。単身の高齢者が増える中、その分も何か考えていかないといけないと思いますので、ぜひ、セーフティーネット制度に関してしっかり飯塚市でも制度を取っていただきますよう、よろしく願いいたします。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

「統計いいづか2025」を参考にしながら、質問していきたいと思います。

質問の視点としては3点。「当面の経済対策について」、それから「来年度予算編成に関わる視点」、それから、現在策定作業中の「第3次総合計画（10か年計画）に関わる視点」の3つの視点があるだろうと思います。

そこでまず、統計いいづかの関係で、5月の委員会で、市民経済の状況について、変化があ

るわけですが、推移があるわけですが、これについて現在どういう認識を持っておられるのかお尋ねしておりました。研究するということでしたので、答弁を求めます。

○経済部長

5月の経済建設委員会のときに、市民所得の件で意見を求められていたかと思います。平成24年と比較して、数値的には111.3%というふうに増加しているけど、市民の感覚は違うんじゃないかということでお尋ねがあつていたと思いますけれども、これにつきましては、統計いづかには記載のない実質賃金につきましては、物価高騰により2022年度から2025年度までの4年連続でマイナスというふうになっております。

そのような中、全国的な報道等でも示されておりますとおり、長引くエネルギーや食料品などの急激な物価高騰は、市民生活を直撃しており、賃金の上昇がそれに追いついていない状況下において、本市においても市民の皆様の所得環境や日々の暮らしは大変厳しい状況であるというふうに深刻に受け止めているところでございます。

○川上委員

失われた30年とかね、各国で相当に所得が伸びているのに、可処分所得が伸びているのに、一定のレベルの国々の中では我が国だけが逆に落ち込んでいるという状況の下で、本市の場合はどういう傾向があるかなというのがあるわけです。全国的な苦境よりも飯塚市は少しはましですとか、もっと深刻ですとかいうような点はどうか。

○経済部長

数値において全国との比較という点でいいますと、例えば、有効求人倍率等で見てみますと、令和8年5月で申しますと、全国では1.17のところ、飯塚では0.92と、1を切っておりますので、そういった状況から見ても、全国と比べて飯塚の状況はやはり厳しいというふうには考えております。

○川上委員

収入の所得のほうはそういうことだと思いますけど、全国より厳しいと。これに住民の様々な負担があるじゃないですか。その負担はどういう状況かということも考えておたらいと思うんですね。例えば、介護保険料の問題だったら全国83位の重さという状況でしょ、65歳以上。だから、可処分所得は少ないほうで、就業もなかなか不安定な状況の下で、負担は必ずしも低いほうに、それに見合って低いほうになっているわけではないということも考えておたらいじゃないかと。

それから、統計いづかで、「15.労働」について統計がありますが、ここから見えてくる特徴についてどうお考えか、お尋ねします。

○商工観光課長

統計いづかに載っている部分につきましては、新規求職者について記載があるんですが、ハローワークが発行しております毎月の雇用情報によりますと、飯塚管内の令和8年6月の有効求人倍率は0.93となっております。令和7年6月の有効求人倍率は1.11となっており、0.18ポイント低くなっております。

この要因について、ハローワークにお聞きしますと、求人数に対して求職者数が増加しているのは、物価高騰の影響により年金だけの生活が不安という65歳以上の求職者が増えているということが、飯塚市の特徴かなと思っております。

○川上委員

65歳以上、年金だけでは暮らしが立たないので――、そういう方々は主に正規雇用で働いているわけですか。分かりますか。

○商工観光課長

そこまでは把握しておりません。ただ、高齢者雇用につきましては、正規というよりは短時間労働が多いというふうに聞いております。

○川上委員

政権のほうは様々なことで雇用を何百万人と伸ばしたというふうに言ったりしているんだけど、飯塚においては、今、特徴の一つとして、65歳以上の、主には短時間というわけですから、非正規の——、ほとんど全員でしょうね、そういう雇用が増えているという特徴がありますと。

一方で、飯塚市が、職員の定数のこともありますけど、民間委託、指定管理をじゃんじゃん出していくじゃないですか。そこの方々、指定管理の方々の正規雇用状況、非正規雇用状況とかいうのは考えたことがあるんでしょうか。

○経済部長

経済部の業務として行っている民間委託だったり、指定管理に関しましては、そういったところまでは把握しておりません。

○川上委員

市の事務事業全般にわたって指定管理とか包括的な民間委託とかやっているんだが、例えば、指定管理の場合は、第一義的な意義は住民サービスの充実が目的ですよ。2番目に財政効果というのもついてくるんだけど、1番は住民サービスじゃないですか。そうした点でいうと、指定管理に出せば経費が少なくて済みますというような発想でいっていると、地域経済、雇用の問題について無関心になってくるのではないかと思うわけです。例えば、今年から児童クラブはシダックスに物すごい契約金額で出したでしょ。今までは民間委託という形なんだけど、青少年健全育成会に約127人とか130人ぐらいの非正規でということだったと思うけど、シダックスに移って、労働条件だとか、社会保険になっているわけ、なっていないわけ、それから、勤務時間はどうなんですか。そうしたことについて、誰か関心を持ってくれているんですかね。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:00

再 開 11:12

委員会を再開いたします。

○川上委員

私が質問していることは、正規雇用で下支えしていくという点でいえば、市の果たす役割は大きいんじゃないかと。

指定管理者制度の問題についても、現状において、職員総数がどうで、業務がきちんとできておるかという問題があって、正規はどうか、非正規はどうかというのも把握しておく必要があるだろうと思います。

先ほど言ったシダックスの問題については、これは教育委員会が関わる場所ですけども、市全体という点でいえば、適正な労働環境にあるのかについて、きちんと市として把握しておく必要があるんじゃないかと。かなり無理をして、引継ぎを短い期間でやっているでしょ。支障が生じている可能性があるんで、それは、長期休業中のこどもの安全にも関わっていくことですので、急いで考えておく必要があると思います。

それから、包括的な民間一括委託をやっているところ、水道事業、それから、オートレース事業などにおいても、適正な労働環境にあるかどうか、よく見ておく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

それで、飯塚市自身が正職員より非正規職員のほうが多くて、その方々の頑張りがなければ市役所が回らないと明らかな状態になっている中で、とりわけ会計年度任用職員について、この間、差別的な人勧が見直しでなったときも、遡及しないというなことが過去ありましたけど、今は是正していますけど、そういったことについてもよくよく考えておく必要があるんじゃない

いかと思うんです。

そこで、雇用という点でいえば、企業誘致をするということで、工業団地も造ったりしているんだけど、その辺において、事業評価をどうしておるか、お尋ねします。

○副委員長

川上委員、申し訳ありません。最後の質問の内容をきちんと、もう一度、再度、質問してください。

○川上委員

新しい工業団地も造ったりして、企業誘致を推進してきたじゃないですか。それによって、雇用状況がどのように改善、前進しておるのか、事業評価しておると思うので、それを聞かせてもらいたいということです。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11：16

再 開 11：21

委員会を再開いたします。

○企業誘致推進課長

企業誘致によって何社誘致ができて、それで新規の雇用が何人できたかということでございますが、令和2年から令和5年までの4年間で、すみません、資料がそういうふうになっておりますので、そこでお答えさせていただきます。誘致企業数としては10社で、工場数としては11工場ございます。そこで生じた新規雇用の人数が1928人となっております。

○川上委員

第2次総合計画の前からもそうなんだけど、飯塚市は、努力した面もあるんだけど、企業誘致で困難な条件の一つが、こどもの教育の環境の問題というのが報告されてましたよね。それも理由の一つになって、こどもが少なくなっているとかいうこともありましたが、小中一貫校をやり、そして、どこを見て学力と呼ぶかというのはあるかもしれないけど、こどもの学力も上がっていますよというのがいろいろなところで喧伝される状況になっていて、その分、こどもは疲れ果てている危険もあるんだけど。そういう状況で企業誘致が有利になったかというようなこととか、一定のスパンで雇用確保のためにどういう努力をしてきたのか、その成果がこうなっていますというのを、炭鉱閉山から相当な年限がたって努力してきたんだけど、そういう面も考える必要があるんじゃないかと、経済政策という点でいえばですよ。今まで考えてきていることです。ここ5年だけのことではなく、一定長期のものを考えて、第3次総合計画づくりに生かしていくということが必要だと思うけど。

そこで、建設業、土木、建設を含めて、そういう重要産業ですよ。それから、ITとかいうのも失敗しましたが、努力をしたというのもありますよね。商業はどうなっているのかと。合併前、旧飯塚市は「商都飯塚」と言っていたじゃないですか。なぜ、この商都飯塚が成り立っていたかというのと、背景には、水運とか、陸路の有利さとかいうのもあって、発展しないほうがおかしいような状況があったんだけど、当時、嘉飯山2市8町と言っていたけど、広大な農業地帯、農業があって旧飯塚の商業というのは支えられておったと思うんですよね。全国的な状況もありますけど。それからいえば、商業という点についてどう考えていくのかと、どう見ていくのかというのが必要ですけど、現状がどうかということについて、正確に捉える必要があると思うんですよ。

それで、統計いいつか2025でどの程度まで把握できておるのか、どうなのか、そのところを聞かせてもらっていいですか。

○商工観光課長

前回提出しました資料で示しておりましたとおり、卸売業、小売業の両業種とも、事業者数、

従業者数、年間販売額の全ての項目について減少しております。

具体的に平成１６年度と平成２８年度を比較しますと、卸売業の事業者数は３６８者から２３６者、従業者数は２８８４人から２０６１人、年間販売額につきましては約１４２２億円から１２３３億円と減少しております。

次に、小売業につきましては、事業者数が１７１４者から９８３者、従業者数につきましては９９５０人から７６０１人、年間販売額につきましても１５２２億円から１４４７億円に減少しております。

○川上委員

それは、先ほど経済部長から答弁があったように、可処分所得、実質賃金の低下とかいう問題もあるし、それから、この間、個々の購買力の低下の問題と全体としての購買力の低下、人口はどういうふうに変化し、推移したかということと、無関係では当然ないと思うんです。そういった点で、現状、何かまとまった形でそれを評価しているものがありますか。

○商工観光課長

国が提供しております「ＲＥＳＡＳ」という地域分析システムがございます。その中である程度の把握はできるかと思っております。

○川上委員

いや、私がお尋ねしたのは、飯塚市として、本市の商業——。商業の果たす役割というのは様々じゃないですか。サービスの提供、雇用、生活を確保する、それから、まちの様々な文化、伝統への貢献とか、それから、防災への貢献とかあるじゃないですか。そういうのを全体として現状をどう評価しているか、このように評価しているというものがあるかというお尋ねなんです、飯塚市として。

○商工観光課長

そういった商業における防災とか、そういったものを一体的に評価したというものはございません。

○川上委員

ないのは不思議といえば不思議なんだけど、第３次総合計画を策定していくというようなことを考えれば、１の次は２でしょう、２の次は３でしょうみたいなつくり方では駄目だと思うわけですよ。ですから、現状は正しく捉え、評価するというのがあると思うけど。

統計いつかの２５ページに「従業者規模別の商店数」がありますね。これを見ると、一番に気がつくことは、現状が全然分からないんだなということが分かるわけですよ、統計いつかでは。２００４年、２００７年、２０１４年から先は分からないということになっているわけです。これはどうして分からないんですか。

○商工観光課長

統計いつかに記載されている数字につきましては、工業統計調査というのがベースになっております。その工業統計調査が２００９年に中止となりまして、２０１９年から経済構造実態調査に統合され、全国及び都道府県単位での集計しかされていないため、記載ができないとなっております。

○川上委員

これはもう１２年前からそうなっているんでしょ。もう１２年前しか数字が分からないんですよ。今後、いつか分かるときが来るんですか、例えば、この数字。来ないでしょ。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １１：３２

再 開 １１：３４

委員会を再開いたします。

○経済部長

統計いづかでは、現在もう調査していない数字に関しては、いつからできるというのがちょっと申し上げにくいんですけども、飯塚市のほうでは、少子化対策の中で取り組んだものとして、「地域評価指標を活用した飯塚市の地域特性分析について」というものを、ホームページにも上げておりますけれども、そういった形で飯塚市の現状を把握するという取組はしております。

その中では、地域評価指標というものの、「賑わい・生活環境」、「家族・住生活」、「地域・コミュニティ」、「医療・保健環境」、「子育て支援サービス」、「働き方・男女共同参画」、あと、「経済・雇用」というような分野で、それぞれの評価をして、福岡県の平均、偏差値で、それぞれの数字がどのような、具体的な数値ではないんですけども、飯塚市の現状がどうなっているかというような評価は行っております。

その中で、例えば、経済・雇用に関しましては、国勢調査の数字を使ったりしています。更新されていない数字もあるんですけども、例えば、令和5年の飯塚市の特徴としては、先ほどから話題になっておりました正規雇用率でいえば、女性の正規雇用率は高いけれども、男性は県内の平均より劣るとか、そういった数値を把握することはできております。現在はこういった形で飯塚市の状況というのは把握できるのではないかと考えております。

○川上委員

それは、私がすぐにホームページで見つけられないけど、歴年で、このようにそれが推移しているとか、そういうような特徴も分かるんですか。

○経済部長

これを初めてつくったのが令和5年で、そのあと、令和7年度に更新しております。前回と今回、令和5年と令和7年を比べたグラフは見れますけれども、歴年という形にはなっておりません。

○川上委員

それはまた改めて勉強して、質問したいと思うんですけど、この従業者規模別の商店数となっているんですね、統計いづかは。着目するのは、1人から2人、3人から4人というような、非常に小さいというか、零細というか、そういうところが本市商業をやはり基本的に支えてきたんじゃないかと思うわけです。そこが急速に、例えば、1人から2人は10年の間で半減ですもんね。後継者の問題もあるでしょうし、購買力が低下しているわけですから。最近でいえば、コロナの問題もあったりするでしょ。ですから、経済政策としては、企業誘致は大事だと思いますよ、同時に、現に飯塚で事業をしているところをどう個別的に応援していくかという考え方をもう少し、あるいは抜本的に強める必要があるんじゃないかと。

飯塚市商工会議所のウェブサイトを見ますと、かなり詳細な情報があるのはある。しかし、商工会議所が把握できないくらいにもうなってしまうところを、商工会のレベルになるかもしれませんが、そこをどうしていくかという点で、市は経済政策を充実あるいは立てていくというのが要るんじゃないかと思うんです。

その点でいうと、コロナのときに、セーフティーネット5号とか、無担保無利子ゼロゼロ何とかとかやりましたが、今、返済で困っているっていう状況もあるわけです。そうすると、考えてもらいたいのは、飯塚市が一定の財源を確保して、それをもって直貸し、セーフティーネット5号というような内容のレベルの融資を市が行うことによって、なかなか借換えもできないというような零細な業者を応援するということは検討してもらえませんか。

○商工観光課長

先ほどお話しいただきましたセーフティーネット関係につきましては、基本的にうちがセーフティーネット5号の指定業種であるとかというのは認定しております。それをもって、事業者さんは県の融資制度を借りるような流れになります。

新たにというところになりますけれども、それにつきましては、福岡県の保証協会あるいは金融機関さん、そういったニーズがあるかというところも踏まえまして、調査研究させていただければと思っております。

○川上委員

これはやっているところもあるわけでしょう。状況的にいえば、もうこれから円安がどこまでどうなるか分からないような状況でしょう。今、180円とかなっていますよね。大型店の中に入っているそれぞれの専門店も心配ですけど、もう一気にまちの商店というのは持ちこたえ切れなくなるんじゃないかと。高齢だし、後継者もどうかと、もう農業と同じみたい。だから、きちんと今言ったところは、取りあえずそう答弁しておきましょうじゃなくて、真剣に検討してもらったらどうかというふうに思います。

そこで、関連してなんだけど、今の中東情勢との関係で、重点支援地方交付金が来ましたね。推奨メニューがあるんだけど、地元の中小的事業者の支援についてはどういうことを検討したか、お尋ねします。

○商工観光課長

現在、生活応援クーポン券事業を実施しておりますところでございますので、新たに来ます重点交付金についての検討というところまでは至っておりません。

○川上委員

この間、例えばですけど、貨物運送事業者に対して支援をしたじゃないですか。それから、農業者に対してもしましたけど、その事業評価が別に必要だと思うけど、生活応援クーポン券事業をしているので、重点支援地方交付金については全く考えなかったという意味ですか。

○経済部長

担当課長が申し上げましたとおり、現在は、経済部では特に新たなものは考えておりません。

○川上委員

これは、規模が物すごく小さいんですけど、飯塚市は交付金が幾らなんですか。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:45

再 開 11:45

委員会を再開いたします。

○川上委員

休憩中に、今の質問には市長も副市長も答弁できないというような話でしたので、私が言いましょう。6146万円なんですね。これは少ないですよ。もう全然少ない。それで、政権の危機認識がこの額にも示されていると思うけど。市には一定の基金があるわけでしょう。だから、国からの交付金が6146万円。市長、覚えていてください、この数字は。知らなかったんでしょ。だから、よく覚えていてください。それを知らないとは信じていませんけど。

基金があるわけだから、この際、国がこれと呼び水として頑張ってくださいということであれば、中東情勢の下で、塗装関係とか、ほかを含めて大変苦しんでいるという状況が分かっているじゃないですか。何も考えてなかったのかと思うわけですよ。

そこで、そういうふうなありさまなんだけど、この間、熊本でイオンが地震の影響もあってああいのような大事故になりましたけど、飯塚市は大丈夫なのかという心配の声も上がっています。そういうことをきちんとしながら、大型小売店舗と中心商店街の共存共栄というのを市がきちんとサポートしていく仕事が経済政策の中で貫かれる必要があると思うんです。この視点について、経済部としてはどういう考え方なのか、お尋ねします。

○商工観光課長

統計いくつかのデータが示しておりますとおり、郊外大型店の出店やネット販売によるス

マートフォンの普及により実店舗数は減少しております。本市としましては、平成24年から平成28年までを計画期間とする飯塚市中心市街地活性化基本計画を策定しまして、大型店の郊外出店の規制をかけつつ、中心市街地の活性化に取り組んでおりました。また、平成28年3月には、飯塚市中小企業振興条例を制定しております。このように、中心市街地の活性化や中小企業の振興に取り組んでおりますが、大型小売店と商店街の共存共栄につきましては非常に難しい取組であると認識しております。

このため、本市におけます現在の具体的な取組としましては、飯塚商工会議所に大型小売店と商店街とのパイプ役となりますタウンマネジャーを令和4年度から設置するとともに、令和5年度からは、飯塚市と各商業施設が費用を負担しながら、大型小売店と商店街を周遊する路線バスを西鉄バス筑豊に運行していただいております、共に共存できる仕組みを現在構築しているところでございます。

○川上委員

それは成功しているという判断ですか。

○商工観光課長

何をもって成功かというところがあるんですけども、現在の状況において、やるべきことについて、民間さんと一緒になって考えていきたいと、そういう仕組みをつくっている状況でございます。

○川上委員

八女市の中心商店街からゆめタウンとイオンにそういうのを出していると思うんですね。その事業評価とかは聞いたことがありますか。

○商工観光課長

それについては聞いておりません。

○川上委員

住民、市民の要求に基づいて、民間事業者と協力していろいろなことをやっていくというのは大事と思うけど、それが成功しているかについて、適宜、事業評価をしていかないと、次の手が打てないんじゃないかなというふうに思います。

共存共栄という点でいうと、6月議会一般質問でも、環境保全のことについて、お尋ねしたことがあるんですけど、それに加えて、今回は防災という視点が課題になってきているんじゃないかなと思うんです。ちょっとお尋ねですけど、大型店について、防災上のことについて、熊本地震の後に何か尋ねたり、情報を共有したりしたことがありますか。

○商工観光課長

そういった情報についてはお話を聞いたりしておりません。

○川上委員

それはいつする予定とかあるんですか。

○商工観光課長

予定としては現在ございませんけれども、大型店、商店街の方とお会いする機会がありますので、そういったときに確認等をしていきたいと思っております。

○川上委員

ついでの仕事なんですか、これは。事業者が自ら、こういうことで安全をきちんと確保しています、安心して来てくださいという発信をする責任があるだろうと思うんですけど。大型店によりますけど、企業誘致した立場もあるわけですから、そうした点でいえば、今言ったようなことでは姿勢が問われるんじゃないかなと思います。

熊本では映画施設の中におられた方もあるわけでしょう。飯塚市は昨年10月30日の福岡県の被害想定区域の中で、間違っていなかったら、1700人ぐらいの被害が出るようになっていくわけですよ。そういった点でいえば、機敏な動きが要るんじゃないかなと。

熊本イオンの場合のガスコージェネレーションがあったかなかったか、まだはっきりしていないようですが、国のほうはなかったんじゃないとか発信しています、本当かなと思うんですけど。いずれにしても、あれだけの爆発というのが本市で起こらないのか、事業者は何と言っているかについて、早くつかんで、正確でなければならないけど、対応する必要があるんじゃないか。市長が行っていいんじゃないんですか。

それから、中心商店街との共存共栄のことなんだけど、今、中心商店街が非常な努力の中で活発になりつつあると思うんですね。実際の営業収益に結びついておるのかというふうには思うわけです。事業が承継できます、後継者不足対策も前に進んでいますと、それから資金についても前向きになってきているというようなことなのかどうか、そのところ、現在、どういうふうの評価しているか、お尋ねしたいと思います。

○商工観光課長

商店街につきましては、令和4年度からは、先ほど答弁しましたタウンマネジャーを商工会議所に設置しまして、現在、稼げる商店街というところで、いろいろなイベント、事業等をやっているところでございます。

言われたとおり、やはりイベントをしても、それが各店の収入につながっているかというところは、私どもも、タウンマネジャーも共に、不安といいますか、明らかになっていない点がございましたので、そこは、今、会議所さんも一緒になって、稼げる商店街としての取組を進めていきたいというふうに考えております。

また、後継者不足につきましては、昨年度から事業承継に関する個別相談を希望する市内事業者様に、事業承継・引継ぎ支援センターのエリアコーディネーターと商工観光課職員が個別に訪問しております。成果としましては、国が設置する事業承継・引継ぎ支援センターという専門機関の存在を知ってもらうことができ、事業承継の種類や国の補助金についても説明することができております。

また、今年度におきましては、本市と事業承継・引継ぎ支援センターと共同で、飯塚市内の事業所を対象に事業承継セミナーと個別相談会を開催いたします。自分の代で事業を終わらせることなく、事業承継という選択肢があるということを少しでも多くの企業に認識してもらうことにより、廃業数を減らしていくことも市内店舗の減少を食い止める手段になるものと考えております。

○川上委員

経済建設委員会もそうですが、例えば、久留米の六ツ門とか、北九州は村がありますし、大きいところは、旦過みたいところはちょっと大きいですし、福岡の天神と比べても思うけど、中小都市の状況については、どういう努力を商店街がしているか、それから、自治体がどのように支援をしているかについて、勉強に行くことが大事じゃないかと。1年や2年でどうこうというわけにいかないんで、やっぱり第3次総合計画の中で、このゾーンはこういう所ですと、黄色く色を塗るだけではなく、実際に求められるもの、効果のあるものを、手を打っていく必要あるんじゃないかと。資金繰りとか大事ですよ。

それから、この際ですから、中心商店街だけではないけども、生活応援クーポン券について、8月31日までということになっていますけど、換金率はどうなっていますか。

○物価高騰臨時対策室長

8月3日時点で、電子クーポン券発行金額2億2752万6千円に対しまして、換金額2億1265万1255円、換金率93.5%。紙クーポン券発行金額11億8289万2千円、に対しまして、換金額9億5953万2千円、換金率81.1%。合計しますと、14億1041万8千円に対しまして、換金額11億7218万3255円、換金率83.1%となっております。

○川上委員

統計の取り方があるのかと思いますけど、例年比で、いろいろな要因もありますけど、域内で収益が11億7千万円上がりましたというような数字が見えるようなものがありますか。例年比で比べて、その効果がそういう数字になっていますよというようなものが見えるかという意味です。

○物価高騰臨時対策室長

まだ事業途中でございますし、換金された事業者さんがどこかというところも、現在、蓄積する状況でございますので、申し訳ありません、そこまでまだ把握できておりません。

○川上委員

これは事業が完了しても評価できないというのが、これまでの答弁でしたよね。つまり、国はこのような効果があるというふうに言っていますという答弁しかしていないじゃないですか。ですから、これだけの投資をしたわけですから、こういう成果があったと、目的に照らしてというのを、事業者支援という意味からはどうなのですかと、現金支給との関係でもどうなのですかという評価ができるようにしないと、次の手、正しい手を打つ上で難しくなるんじゃないかというふうに思います。

発行するほうはもう完了したんですか。

○物価高騰臨時対策室長

発行については対象者の方に配付しておりますけれども、やはり、それでも不在なり、飯塚市に返って来ているゆうパック、クーポン券というのはございます。

○川上委員

それはどのくらいあるんですか。

○物価高騰臨時対策室長

今、残っている、手元にあるクーポン券につきましては、1200世帯分ございます。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:04

再 開 13:05

委員会を再開いたします。

○川上委員

午前中、お話を伺ってございましたけれども、生活応援クーポン券について、市の手元に1200世帯分くらいあるということだったんだけど、金額にするとどのくらいになりますか。

○物価高騰臨時対策室長

正確にはまだ把握できておりませんが、戻って来たクーポン券が全て1人世帯の場合、大体1900万円ぐらいが市のほうに戻って来ております。

○川上委員

1200万円よりは多いということになりますか。幾らになるんですか。

○物価高騰臨時対策室長

全て1人世帯、1万6千円分あるんですけども、それが1200世帯分返ってきたとしたら、最低でも1920万円の商品券が市に戻って来ております。

○川上委員

約2千万円ということなんですけども、それが生活支援につながるとともに、地元の事業者の方の収益になるように、最後まで努力してもらいたいと思います。

次は、飯塚駅周辺整備事業と連携したまちなかのにぎわい創出について、現状はどのようになっているか、お尋ねします。

○都市計画課長

令和4年3月に策定いたしました「飯塚駅周辺地区整備基本計画」におきまして、飯塚駅周

辺地区の現況と課題や上位計画等の整理をいたしまして、整備コンセプトを「交通ネットワークを活かしたにぎわいのある拠点づくり」としています。この整備コンセプトの下、「中心拠点にふさわしい交通結節点の利便性の向上」、「全ての人が円滑に移動できる安全・安心なまちづくり」、「未利用市有地の有効活用と快適な都市機能整備によるにぎわいの創出」と、3つの整備構想を設定し、整備構想に基づき、道路、公園、自由通路、駅舎を含む駅前広場の整備事業を実施しております。

本事業の実施効果といたしましては、駅周辺における利便性の向上、バリアフリー化の促進等により、民間投資が活発、活性化することで、移住定住の促進が図られるものと考えております。また、駅東西のアクセス強化により、地域の活性化及びにぎわいの創出につながり、周辺の商店等においても好影響を及ぼすものになるものと期待しております。

○川上委員

私も、この地域については交通の利便性にすぐれている特性があるので、発展しないわけではないと思っていました。この間に重要だったことは、水害対策が進んだことによって、そういう有利な特性を引き出せる条件ができたことではないかと思っていました。

その点でいうと、先ほど言われましたけど、移住定住としては、地域住民、今おられる方、新しく入る方が増えるような努力というのが非常に大事じゃないかと。それとの関係で、地元の中小的な個店が広がり、そして、商店街を形成するに至るかどうかが鍵かなと。これはゆめタウンとの関係がありますので、ゆめタウンの真ん前というのものもあるでしょうし、駅周辺というのもあると思うんですけど。この個店対策、それから商店街を形成するような努力というのが可能なのかというところに関心を持っております。この辺については、何かお考えがありますか。

○商工観光課長

この菰田の商店街といいますか、個店の集まりについては、今までも街灯の整備に対する補助金等を交付しておりました。令和8年度、今年度からにつきましては、飯塚商工会議所が空き店舗の改装等に使える補助金も新たに創設して、菰田地区、特に菰田西地区に個店を開業しやすい環境というのを整えていきたいというふうに考えております。

○川上委員

旧国道200号、今、県道ですけども、この流れとともに、ゆめタウンから来る流れもあるでしょうけど、トライアルといったほうがいいのかもかもしれませんが、あの流れから211号の流れを重視する必要があるのではないかと。そうすれば、稲築、山田の流れができるのではないと思うわけですね。

そこで、商業の問題について、基本計画としてはどういったものが今あるんですか。

○産業振興課長

本市では、ただいま、「第2期飯塚市産業振興ビジョン」を策定しておまして、こちらは、令和5年度から令和9年度までを計画期間としまして、本市の産業全般の取り巻く環境変化や地域企業が抱える課題を踏まえ、持続的な地域経済の発展を目指すための産業振興の指針として作成しておるところでございます。

これまで、取り組んできました「e-Zukaトライバレー構想」の成果を継承しながら、産学官連携による新産業の創出、スタートアップ起業支援、人材育成、市内企業の経営基盤強化、販路開拓や人材確保支援など、地域産業、商業も含めますけども、産業全体の活性化に向けた取組を体系的にこのビジョンに基づいて推進することとしておるものでございます。

○川上委員

午前中、「IT産業」と言わないといけないところを、間違ったように「AI」とか言ったような感じがしますが、「IT産業」ですね。そちらのほうに特化した計画なんですか、今のお話は。

○産業振興課長

この第2期飯塚市産業振興ビジョンにつきましては、ITとかそちらの情報産業に特化したものではございませんで、本市の総合的な産業全般の振興計画となっておりますので、IT産業だけに特化したものではございません。

○川上委員

市に中小企業振興のための条例がありますね。中には円卓会議というようなところもあったと思うんだけど、その機能は今どのようなのでしょうか。

○産業振興課長

先ほど申しました第2期産業振興ビジョンにつきましても、飯塚市が条例で定めております「飯塚市中小企業振興基本条例」に基づきまして、ビジョンの進捗管理を行います飯塚市の中小企業振興円卓会議がございますので、この中で、この産業振興ビジョンの各種施策の進捗管理を担っているところでございます。

○川上委員

それは、期待どおりの機能を果たしているという状況ですか。

○産業振興課長

実際のところ、100%という、具体的な、数値的なものはございませんけれども、今、円卓会議の中で、私どもは産業振興全般に係るいろいろな各種事業の進行状況につきまして、委員の皆様からご意見等を頂きながら、成果の状況でありますとか、今後やるべき改善点でありますとか、そういった委員の皆様からご意見を頂きながら進めておりますので、それらの一定の成果は出ているんじゃないかというふうには考えております。

○川上委員

一定の成果はあれですけど、きちんとした評価ができるようにしないと、次の時代に入っていけないんじゃないかなというふうに思います。私もそのところをどうしたらいいのかなというふうに思うぐらいですけど。

それから、今の事態を打開していくという点でいえば、国や県並びに商工会議所、商工会を含めた各種団体との連携とかが密に必要だろうと思うんだけど、この辺についてはどのようなになっているか、あるいは今後こうしようというようなことがありますか。

○商工観光課長

商業について答弁させていただきますと、市内の事業者の現状を的確に把握するためには、日頃から事業者に接する機会の多い関係機関との情報共有が不可欠だと考えております。これまでも毎月の商店街連合会理事会やタウンマネジャー会議での中心商店街関連の情報共有並びに商工会議所や商工会、さらには福岡県飯塚中小企業振興事務所と連携を図っております。その中で、国や県の動向、さらに、特別相談窓口の開設情報や各種支援策についても、関係機関と一体となって、影響を受けている事業者の皆様へ迅速かつ確実に情報が行き渡るよう周知を図っております。

○川上委員

各種団体という点では、どういったところが考えられているんですか。

○商工観光課長

関係団体でいきますと、先ほど委員も申しました飯塚商工会議所、飯塚市商工会、商店街連合会、あと、福岡県中小企業振興事務所や福岡県の中小企業団体中央会などの機関を考えております。

○川上委員

それは大事なことだと思います。ただ、市の体制の問題とかいろいろ工夫が要ると思うんですけど、電話帳に職業別というのがあるじゃないですか。それにいろいろ組合があるでしょ、業種別の。個別の業者からも直接いろいろ聞くことも大事だけど、せつかくあるそういう各分野

の業種別の組合とか、団体とかというのも考えたらどうでしょうか。

そういった方々は、例えば、今の中東情勢のような下でどうしていいか分からないという組合員というか、会員さんが多く、自分たちもどうしていいか分からないというような状況があると思うんです。

中東情勢の関係でいえば、例えばですけど、市にどういう要望が届いていますかと聞いたら、1つしか来ていないんですかね、文書では。情報開示請求で見たら、社会福祉法人経営者協議会というところから、重点支援地方交付金の追加支給に伴う緊急要望書が届いているだけで、ほかに何かそういうものがなさそうなんだけど、大変と思いますけど、そのために存在している面が市にはあるわけだから、丁寧に仕事をしたらどうかなというふうに思います。

それから、観光行政について、二、三点お尋ねします。前回、5月に、旧長崎街道・内野宿長崎屋の問題について、お尋ねしておりました。その後の状況を教えてもらえますか。

○商工観光課長

前回、5月19日の委員会から申しますと、長崎屋展示館における残置物の撤去のお願いというところで、6月30日までに撤去してくださいというお願い文書を出しておりました。そこで、その後の撤去の状況につきましては、6月30日に撤去されており、それについては7月1日に職員が確認しております。

○川上委員

今後、観光行政に資するという点で、今、考えていることがありますか。

○商工観光課長

内野宿長崎屋及び展示館につきましては、旧長崎街道の面影を残す地域の拠点施設として利用されてきております。そのため、地域の活性化につながるような施設の活用などについて、内野地区の自治会長の方々と意見交換を行うこととしております。誘客につながるような観光視点的な視点も踏まえながら、まず地元の方との意見交換を重ね、管理運営を含めた活用方法について検討してまいりたいと考えております。

○川上委員

なかなか今後どうするかということについては難しいこともあると思うけど、地域の共感、連帯というか、そういうものと誘客がどう結びつけられるのかという工夫が、視点としては要るんじゃないかと思います。

その際、これは観光行政だけではないと思いますけれども、県央に位置している状況、横断道路もあれば、縦断道もあれば、鉄道もあるし、様々な遺跡というか遺構もあったりするじゃないですか、産業遺構。それから、自然も豊かだし。そういった点でいえば、北に向けた流れ、それから西向けた流れとともに、南、福岡都市圏南部から筑後、久留米にも展望をつくっていくという点でいえば、八木山道路、それから鉄路、JR原田線を活用というか、位置づけを強くする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、テーマ的には最後ですけども、農業。

現状について、統計いつか2025がありますけれども、これも含めて、概略説明をお願いします。

○農林振興課長

本市農業の現状について、お答えいたします。

統計いつか2025年版の農業の項目につきましては、最新の数値が2020年というふうになっておりますこと、また、その出典元が農林業センサスという国の統計調査になっております。このため、この農林業センサスについて確認しましたところ、最新の2025年版が公開されておりましたので、この農林業センサス2025年版を基にご説明いたします。数値につきましては、直近の2025年の数値と10年前の2015年を比較してお示しいたします。

まず、農業経営体数につきましては、2015年の1184経営体から、2025年には827経営体へと、357経営体、率にしまして30.1%減少しております。

次に、本市の農業従事者の平均年齢につきましては、2015年の68歳から、2025年には69歳へと上昇しております。年齢構成で見ますと、65歳以上の方が73.5%、65歳未満の方が26.5%となっており、高齢化が進んでいる状況でございます。

次に、経営規模別の農家数につきましては、傾向に2つの特徴がございます。一つは、経営規模が1ヘクタール未満の小規模な経営体の割合でございます。これは、2015年の46.5%から、2025年には46%と、ほぼ横ばいで推移しております。もう一つは、経営規模が5ヘクタール以上の大規模な経営体の割合でございます。こちらにつきましては、2015年の5.2%から、2025年には7.7%へと、2.5%増加しております。

次に、経営耕地面積につきましては、2015年の1999ヘクタールから、2025年には1600ヘクタールへと、399ヘクタール、率にして20%減少しております。

また、畜産につきましては、福岡県の統計データを基に、直近の2025年と2015年を比較いたしますと、畜産農家の飼養戸数は33戸から21戸へと、12戸、率にして36.4%減少しております。特に、乳用牛につきましては、9戸から2戸へと大きく減少している状況でございます。

以上を踏まえますと、本市の農業構造につきましては、次のような特徴がございます。

第1に、経営規模が1ヘクタール未満の経営体が全体の約半数となる46%を占めており、小規模な経営体の割合が高いことでございます。

第2に、農業従事者の高齢化や経営体数の減少などにより、市全体の経営耕地面積が減少傾向にあるということでございます。

その一方で、経営規模が5ヘクタール以上の経営体は増加傾向にあり、担い手となる農家への農地の集積が進んでいる状況でございます。

○川上委員

この現状について分析を加えてありますか。

○農林振興課長

本市農業の現況といたしましては、先ほど答弁いたしましたとおり、農業経営体数が減少傾向となっております。このことは、本市に限らず、全国的に人口減少や高齢化が進展し、若者が減少していることの影響により、農業従事者の高齢化と後継者不足という構造的な課題が反映されたものと認識しております。

また、後継者不足などの影響によりまして、担い手が不足することによって、耕作されない農地が増加し、その結果、経営耕地面積が減少していくという連鎖になっているものと考えております。

本市のみならず、農業従事者数の減少傾向そのものを完全に止めることは困難な状況かと思いますが、今後とも関係機関と連携しながら、持続可能な農業経営の実現に向けた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○川上委員

午前中は労働者の所得の問題について着目し、そして、個人消費、個人購買力の低下の問題を質疑したんですけど、そのときに、商都飯塚と昔言っていたことがあるんだけど、今もそうなんですかね。それが成り立つためにはいろいろな要因もあるんだけど、やはり、広大な農村部、農家の存在というのがあったんじゃないかと思うわけです。

それからいえば、農業で暮らしは立たないというような水準になってきているということとともに、耕作そのものが衰えているという、二重のダメージを受けて、農業そのものもですけど、商業にも大きな影響を与えてきているのではないかと心配するわけです。そういう分析のところを、農業だけ孤立して捉えるのではなく、そういうような捉え方がいる、経済全体への

影響というのもしるのではないかなというふうに思います。

また、この際ですけれども、例えば、水田の耕作が放棄されていたりとかした中で、水田の持つ機能が様々にありますよね、洪水調整機能とか、そういうのを含めて。これごとに、この耕作が放棄されている状態あるいは休んでいる状態が、それぞれ水田の持つ機能ごとにどういう影響が今出ているのか。このまま10年たったらどうなるのかと。地域計画というのをつくられているわけですが、それで本当に10年後、地域農業が持ちこたえられるのかと。日本農業そのものもあるんですけれども。

それで、質問ですが、家族経営なんでしょうけど、5ヘクタール以上の認定農家で、大きくしましようという取組をやっていたと思うんですけど、この10年間で5.2ヘクタールから7.7ヘクタールに増えておりますということなんでしょうけど、目標というのはあったんでしょうか。

○農林振興課長

いわゆる農業における「担い手」と言われる方がおられます。よく使われるのは「認定農業者」と。その中には、個人経営されている方もおられれば、集落営農とか農業法人を経営されている方も認定農業者と言っておりますけれども、そういった方々につきましては、この認定農業者という形を取るために、5年ごとに経営改善計画というのを立てていただいて、市のほうで審査をして認定ということをしてしておりますけれども、認定農業者の要件といたしまして、1経営体当たりの農業所得が490万円というのがございます。そういった目標を達成するために経営改善計画を立てていただくわけですが、その中で、その目的を達成するために、現在のご自身の経営農地面積を集積するという形で経営規模拡大を図っていらっしゃるという状況でございます。

○川上委員

5ヘクタールに至らず認定農家にもならない状態——。1千万円もするような農機具を、莫大なローンを組んでというような状況で、個別農家がもう成り立たないと。じゃあ認定農家になったら、個人で、あるいは営農でというのもありましようけど、楽になるかということそうでもない。

今みたいに中東情勢の影響で肥料とかナフサ系の資材であれば、水田に関わらず園芸関係も大変な状況があると思うんですけど。もう日本農業振興とかいうレベルじゃなくて、再生をどうするのかという局面だと思うので、これはなかなか大変だと思います。

そこで、今の時点で、市として地域農業をこのように再生させていくというような基本的な計画、柱となるようなものとしては、どういうものがあるんでしょうか。

○農林振興課長

本市の農業振興に向けて策定している計画についてでございますが、今、ご質問いただきましたような、本市農業の振興の指針となる総合的な振興計画、すなわち目標指標ですとか目標数値の設定並びに進捗管理、また、評価を行うというような計画というものはございません。

ただ、法令に基づいて策定している個別の計画というものがございます。

○川上委員

個別的なというのはどういうものがあるか、紹介していただけますか。

○農林振興課長

個別の計画としては4つございます。一つは、「飯塚市農業振興地域整備計画」、もう一つは「地域計画」、次に、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、最後に、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」がございます。

○川上委員

先ほど現状について丁寧にいろいろと説明してもらったんですけど、2015年と2025年の比較ができてよかったと思います。

それで、簡単ではないと思いますけど、飯塚市といっても広いじゃないですか、もともと1市4町ですから。農業がとりわけ盛んな所というか、地域にとって中心的な、筑穂とかね。そうしますと、地域ごとの状況の捉え方というのもあるし、押しなべてというわけにいかない。その地域に力を入れたやり方が必要なのところもあるかもしれないですね。

そうすると、市の体制として、真ん中に座るものが、市独自のものはないということなんですけど、国の法に基づいてそれぞれ計画はつくっているわけですから、それを推進する上で、支所に任せているというようなもの、農林振興課できちんとするというものを、仕分けするとともに、統合的に体制をつくり、推進していくみたいなの。よく分からないところもあるんですけど、市内の地域性ととともに、市が本庁で、農林振興課で全般的に責任を負う体制というのを構築することと、先ほど言った柱立てがないというやつ、この2つを第3次総合計画づくりの中でよく研究していかないと。

もう福岡県の地域自給率が34%ぐらいなんですかね。飯塚はどうか分かりませんが、筑後とか、そちらのほうは高いでしょうから、飯塚はもっと低いかもしれません。食の問題、それから、国土を守るという点からいっても、それから、何より生活を守るという点からいっても、農業を特別に位置づけ直す必要があると思います。

それで、さっき商業でも聞いたんですけれども、関係団体との連携については、どのように今行っていますか。

○農林振興課長

農業振興を図っていく上で連携を密に行っております関係機関といたしましては、福岡嘉穂農業協同組合や、県の機関であります福岡県飯塚普及指導センター、また、福岡県農業共済組合、また、本市の農業委員会等がございます。この関係団体とは毎月1度、農政連絡会議という形で関係担当者が集まりまして、それぞれの取組や、例えば、農業者から相談を受けた内容等の共有等を行っております。

また、この関係機関におきましては、新規就農者の取組の一環としまして、この5機関によります「飯塚市ががんばる農業応援協議会」を設置いたしまして、これから新規就農を目指す方たちの相談対応をはじめとして、国や県などの、各種支援策の情報提供並びに申請支援、さらには、新規就農者が作成する青年等就農計画の認定に向けた支援等も行っているところでございます。

○川上委員

学校との関係はどうでしょうか、県立学校、総合高校とか。

○農林振興課長

今、質問委員が言われましたような、そういう高校関係とかと連携は今のところございません。

○川上委員

今日午前中から各分野を聞かせていただきました。あと、今後お聞きしたいのは、建築、土木関係のところもお尋ねしたいと思いますけれども、今日はいろいろ聞かせてもらって、ありがとうございました。頑張っていたきたいと思います。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から8件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「こども夏祭りの開催について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

昨年度6月のメインスタンド新規オープン以降、今後の飯塚オートレース場のあり方や施設の有効利用を検討し、今回、新たな試みとして、オートレースを開催しない日に、子育て世代をはじめとする幅広い市民の皆様にご来場いただくファミリー向けのイベントを実施いたしますので、ご報告いたします。

資料を御覧ください。イベント名は「飯塚こども夏祭りキッズサマーフェスタ2026 in 飯塚オート」。開催日時は、令和8年8月9日、午前10時より午後4時まで。当日はキャラクターショーやキッズダンス、お笑い芸人によるトークショー、じゃんけん大会をはじめ、縁日や体験型イベントブース、マルシェ、キッチンカーなど、ご家族みんなで一日中楽しめる内容を予定しております。

当該イベントにつきましては、実施結果や来場者の皆様のご意見等を検証しながら、翌年度以降の継続的な開催につきましても検討し、市民の皆様にも長く愛される飯塚オートレース場の実現に向け、事業所一丸となって鋭意努力してまいります。

以上、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

これは公営競技事業所が所管なんですね。

○公営競技事業所副所長

さようでございます。

○川上委員

どうしてこんなことを聞くかという、最初、このポスター見たときに、まちづくり推進課のほうで、あるいはこども未来部のほうで事業を取り組んで、会場はオートレース場を借りるというようなことかと思ったわけです。よくよく見てみると、内容はそのような内容ではないかと思われるわけです。協働のまちづくりとか子育てとか、そっちのほうかなと思うんだけど、所管が公営競技事業所というのはちょっとよく分からないなと思っていましたよ。

そうしたら、今、発言の中で、長く愛される飯塚オートレース場と言いましたか、そこはちょっと気になるわけですね。気になるポイントは、スポーツとか観光とかいいじゃないですか、だけど、ギャンブル依存というキーワードで考えたときに、気をつけなければいけないところがあるのではないかという指摘はしてきたつもりです。

ギャンブル依存症の相談窓口が隅っこに、飯塚オートレース場に行かないと相談ができないみたいなことでは、何だろうという感じがするわけですよ。そういう点で、何か気をつけてこれに取り組むみたいなのがありますか。

○公営競技事業所副所長

今回のイベントにつきましては、飯塚オートレース場が市民にとりまして親しみある場所となるよう企画しております。

確かに言われますように、集客の増加によるギャンブル依存症のリスクが高まる可能性がございますことから、周知や対策の徹底は行ってまいります。併せまして、場内において、ギャンブル依存症のパンフレットといいますか、チラシを皆様にお配りするようにしています。お子様ではないですけれども、場内に来られるお客様方には配るようにしております。

○川上委員

これは、日本トーターはどういう関わりを持っているんですか、この事業には。

○公営競技事業所副所長

今回のイベントの開催経費につきましては公営競技事業所が負担することで令和8年度予算に計上させていただいております。今回のイベントにつきましてはそのようにしておりますが、包括的民間受託事業者のほうから、当該イベントに合わせましてお笑い芸人のトークショー等を実施してはどうかとの申出がありましたので、その経費部分につきましては受託事業者の費用負担となっております。

○川上委員

今お話の件は、このポスターの「トークショー 芸人によるトークショー開催！」と書いてある部分は、日本トーターが提案し、自分が費用も持ちたいということなんですか。

○公営競技事業所副所長

そのとおりでございます。

○川上委員

この事業は、例えば、体育館とか、そういう所でして悪いことがありますか。

○公営競技事業所副所長

今回のイベントにつきましては、こども及び子育て世代の来場機会を創出しまして、飯塚オートレース場が安心して楽しめる施設であるということを皆様方に知っていただきたい。そのことによって、オートレース事業の発展につなげていきたいと考えて、実施するようにしております。

○川上委員

場外車券売場は、ボート、それから競輪、それからオートレースもある。競馬もあります。設置するときに、通学路に面した所には造ってもらいたくないと、造るのを止めましょうというような、こどもへの影響についての配慮というのはずっと積み上げられてきているんですよ。確認したことはないですか。

○公営競技事業所副所長

レース場の設置時点でそのようなお話があったということは認識しておりません。

○川上委員

レース場と言っていないでしょ。場外の車券売場ですよ。場外のオートレースでしょ、自転車でしょ、それから競馬でしょ、ボートでしょ、いろいろ造っているじゃないですか。そういうのを造るときに、まちの真ん中に造りたがる。博多駅の前とかに造ろうとしたことがあるわけですよ。こどもたちが通る所は困りますと、声が上がりましたよ。全国的にもこどもの通学路とか、そういった所は止めときましょうという運動もあり、蓄積もあるじゃないですか。

そういう状況の中で、オートレース場のその真ん中に連れて行こうというわけでしょ、こどもたちを。そこで、まさか車券を買わせたりということはないと思うけど。

先ほどのこどもたちに飯塚オートを長く愛されるようにしていきたいというキーワードは非常に危険だと思う。こどもたちをギャンブル依存症から防止するという視点から考えたときに、本当に大丈夫ですか、ここで。教育畑を歩いてきた人が市長のところでやりますか、本当に。もう9日の話だから、今からでも是正できることはないのかちょっと考えてもらいたいと思いますね。びっくりした。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地方卸売市場花き部を廃止とする方針の決定について」、報告を求めます。

○農林振興課長

1ページをお願いします。飯塚市地方卸売市場花き部について廃止する方針を決定しましたので、ご報告いたします。

花き部につきましては、卸売業者が破産手続の準備のために事業を閉鎖したことにより、令和6年8月24日付で運営を休止しております。休止後は、早期の再開を目指し、新規卸売業者の誘致などに取り組んでまいりましたが、卸売業者の決定には至らず、再開の見通しが立たない状況となりました。このため、市長の諮問を受け、花き部の運営について審議を行ってきました飯塚市地方卸売市場運営審議会の答申に基づき、花き部を廃止する方針を決定したものでございます。

2ページをお願いします。運営審議会の答申に基づき決定した方針の内容は次のとおりでございます。

1点目は、花き部の廃止についてでございます。休止以降、再開に向けて新規卸売業者の誘致や公募を実施してまいりましたが、決定には至らず、再開の見通しも厳しいことから、市場全体の運営に支障が生じないような措置を講じることを前提に、花き部を廃止することといたします。

ここでいう市場全体の運営に支障が生じないような措置とは、本市の地方卸売市場が筑豊地域における生鮮食料品等の流通の基幹システムとして大きな役割を担っている点を踏まえ、廃止後の花き部施設についても、流通の基幹としての機能を十分に発揮できる事業に活用していくという趣旨でございます。

2点目は、廃止後の花き部施設の利活用についてでございます。さきほどの考え方に基づき、廃止後の施設は、株式会社トリプレックス福岡に使用を許可することといたします。同者は、本市地方卸売市場青果部の卸売業者であり、公募終了後に、市に対して施設の使用許可申請を提出しており、花き部の廃止決定後、同者に対して施設の使用を許可するものでございます。なお、同者は、以前は「ファーマインド新筑豊青果株式会社」という社名でございましたが、親会社である株式会社ファーマインドが令和8年6月1日付で同者の全株式を東京中央青果株式会社に譲渡したことに伴い、同日付けで東京中央青果の完全子会社となり、社名を「株式会社トリプレックス福岡」に変更されております。

3ページをお願いします。「2. 飯塚市地方卸売市場運営審議会の開催経過について」は、休止後に開催した審議会の内容を一覧表にまとめたものでございます。

続いて、「3. 花き部再開に向けた取組内容と結果について」ご説明いたします。

まず、「(1) 新規卸売業者の誘致について」でございます。新規卸売業者候補の選定要件は、「卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験または資力を有している者」とし、候補の選定に当たっては、花きの生産者で構成される「飯塚花き園芸組合」及び買受人で構成される「飯塚花商組合」、本市の3者で協議を重ね、両組合の意向を踏まえながら進めてまいりました。相手方との交渉についても、原則としてこの3者で行っております。

4ページをお願いします。「交渉の結果」についてでございます。令和6年9月10日から令和7年12月19日にかけて、合計9者と交渉を行いました。内訳としましては、本市青果部の卸売業者、県内の花きの卸売業者、市内の仲卸業者などでございます。しかし、いずれも辞退の申出があり、決定には至りませんでした。辞退された主な理由については、表に記載のとおり、「人員の配置が困難であること」や「事業の採算が取れる見通しが立たないこと」であり、このうち採算面については、「事業の開始に多額の投資が必要となること」や「再開しても、生産者や買受人がどの程度戻って来るのか不透明であること」などが指摘されており、また、「花き業界全体が厳しい状況であるため、自社の経営で手一杯である」との回答もございました。

5ページをお願いします。次に、「(2) 卸売業者募集の公募の実施」について、ご説明いたします。新規卸売業者候補との交渉が不調に終わったため、両組合と今後の取組方針について協議いたしました結果、両組合から市に対して、公募の実施について要望がなされたので、これを受け、運営審議会に諮り、承認を経た上で、令和8年3月2日から5月29日まで

を応募期間とする公募を実施いたしましたが、残念ながら応募はございませんでした。

続いて、「4. 花き生産者及び買受人の現状について」ご説明いたします。

まず、生産者についてです。生産者の皆様は、卸売価格の不安定さに伴うリスクを避けるため、花き部の休止以前から複数の出荷先を確保されておりました。そのため休止後は、従前の取引先に出荷するとともに、新たに市外の他市場へのお荷も開始するなどして、取引先を確保されている状況です。次に、買受人についてです。買受人の皆様も同様に、安定的な商品確保のため、休止以前から複数の購入先を確保されておりました。そのため休止後は、従前の取引先から購入するとともに、新たに市外の卸売市場からの購入も開始するなどして、取引先を確保されている状況です。

6 ページをお願いします。「5. 方針決定の理由について」ご説明いたします。まず、「(1) 花き部の廃止について」でございます。理由は2点でございます。

1 点目は、休止決定の直後に開催した審議会での承認内容です。令和6年9月4日の運営審議会において、花き部の今後の方向性として、次の点について承認を得ておりました。「花き部の継続を前提として、新規卸売業者候補の選定・交渉等を進めること。その結果、仮に新規卸売業者の決定が不調に終わった場合は、卸売業者が不在のままでは再開が困難であるため、花き部の廃止を検討すること。」

2 点目は、この方向性に基づく取組の結果によるものでございます。再開に向けた取組は不調に終わり、新たな選定の方策も見当たらず、卸売業者の決定は困難な状況となりましたので、去る6月12日の運営審議会において審議を行った結果、現状では廃止もやむを得ないとの結論に至ったことから、廃止を決定したものでございます。なお、廃止を決定するに当たっては、前提条件として、市場全体の運営に支障がないよう適切な措置を講じることといたしました。これは、すなわち、廃止後の花き部施設については、今後も様々な経済環境の変化に対応しながら、流通の基幹としての機能を十分に発揮できる事業に活用していくとするものであり、運営審議会の意見を尊重したものでございます。

次に、「(2) 廃止後の花き部施設の利活用について」ご説明いたします。公募が不調に終わった後、株式会社トリプレックス福岡から、6月8日付で花き部施設の使用許可申請書が市に提出されました。この申請の可否については、花き部の廃止と一体的に審議すべきとの判断から、6月12日の運営審議会において、まず、花き部の廃止が承認された後、申請内容についても審議いたしました。その結果、申請が承認されたことを受け、施設の利活用を決定したものでございます。

7 ページをお願いします。同者による施設の使用目的は、次のとおりでございます。近年、生産者の減少や物流事業者の人手不足等の影響により、卸売業務における生鮮青果物の集荷・分荷機能の強化が求められており、このニーズに対応するためには、現在の施設の規模拡大が必要であるというものでございます。

具体的な使用内容としては、当面は馬鈴薯等の土物類を中心とした集荷等に利用いたします。また、近年、コールドチェーンの重要性が高まっていることから、将来的には本施設を低温施設へ改修することも視野に入れ、事業拡大に取り組むというものでございます。

以上のことから、同者による施設使用は、先ほど申し上げた、市場全体の運営に支障が生じないような措置の趣旨に適合しており、流通の基幹としての機能を十分に発揮できる事業に活用するものであるため、妥当であると判断され、決定したものでございます。

最後に、「6. 今後の予定について」ご説明いたします。今後は、花き部を廃止することに伴う「飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」を、令和8年度第4回市議会定例会に上程するとともに、規則の改正を行います。その後、条例改正議案の議決をいただきましたら、福岡県に対し、花き部の廃止に伴う「認定事項の変更に係る認定申請書」を提出し、県からの変更認定をもって、廃止が決定いたします。廃止が決定しましたら、株式会社トリプレックス

福岡からの使用許可申請に対して許可を行う予定でございます。なお、同者の施設使用の開始時期は、おおむね令和8年11月以降を想定しております。

以上で、資料の説明を終わります。

花きを取り巻く環境は、出荷量、販売金額、消費額のいずれもが減少傾向にあるなど、厳しさを増しております。こうした中で、花き部の再開がかなわず、廃止を決定したことにつきましては、開設者として大変重く受け止めているところでございます。本市といたしましては、市場の規模が縮小する現状を、単なる撤退・廃止の流れとして捉えるのではなく、青果部に機能を集中させることで、より実効性のある市場運営へと転換する機会と位置づけ、今後も市場の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、参考資料として、答申書の写しと市場の平面図を併せて提出いたしております。以上で報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

1点、お聞きさせていただきます。今後、トリプレックスは使用料というのが発生するんですか。

○農林振興課長

市のほうが使用許可申請を決定しまして、使用開始することになりましたら、使用料が発生しますが、使用料につきましては、現花き部施設の使用料、今、条例、規則で定めております施設使用料を適用することになります。

○瀬戸委員

卸売業者を花き部を再開するのに探したとありますが、そのときには、使用料を減免するとか、いろいろ方策があったと思うんですけど、その辺の話をされた後でも、やり遂げなかったということでしょうか。その辺をちょっと聞かしてください。

○農林振興課長

候補先との交渉に当たりましては、市としてできる最大限の譲歩というのは、施設使用料の減免でございますので、そういった内容もご提供させていただきましたけれども、先ほど申し上げましたような理由により、辞退されたという状況でございます。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

6月12日の運営審議会なんだけれども、この答申書については採決をしたかどうか、出席状況はどうであったか、お尋ねします。

○農林振興課長

廃止を決定することについて、市場運営審議会の委員長のほうから、採決という形でしましたところ、全員賛成というところで、決定したところでございます。

参加人数につきましては、当日は12名中10名の出席となっております。

○川上委員

12名中10名ですか。欠席はどなたですか。

○農林振興課長

1名は、福岡県嘉穂鞍手保健福祉環境事務所、もう一方は、飯塚商工会議所の代表の方でございます。

○川上委員

その2名はこの答申書案について、どういう意見を持ってあったか、分かりますか。

○農林振興課長

当日欠席された委員の方には、答申書ができましたらお配りしております。そのときにお話させていただきましたが、特に反対とか、そういったご意見等はなかったというところでございます。

○川上委員

組合関係の皆さんは答申書に同意したんでしょうけど、今のお話だと。特別の意見はなかったんですか。

○農林振興課長

6月12日の運営審議会において、意見を申された方が3名おまして、そのお一人が飯塚花き園芸組合の組合長、いわゆる生産者の代表の方でございます。この方からのご意見といたしましては、花き部が休止となってからは、市外の市場までトラックに積んで出荷している生産者もあり、近くに市場がなくなって苦勞されていること、また、価格についても、景気の影響のせいか分からないが、単価が伸び悩んでいるため、規模を縮小して、自分たちが食べられる範囲内で作っていかうと考えている生産者もいるというお話がございましたが、廃止に関しての反対のご意見はございませんでした。

また、もう一人は買受人の組合の代表者の方でございます。その方からのご意見といたしましては、昨年あたりから、高齢を理由に廃業される方や、後継者がいないので自分の代で廃業を考えている方がおられる一方で、若い方においては、他の市場からいろいろな種類の花を購入して来て頑張っているというお話がございましたが、廃止に関して反対の意見はございませんでした。

最後にもう一方は、JA福岡嘉穂から出席されている方でございますが、この方からのご意見といたしましては、生産者の高齢化により、近年、管内の生産量が減少していること。JA福岡嘉穂では、生産された花を共同販売により福岡市内や広島県など県外の市場に出荷しており、今後とも生産者の要望に応えられるよう出荷支援を行っていきたいというお話がございましたが、廃止に関して反対のご意見はございませんでした。

○川上委員

月曜日午後に県庁に行ったんですよ。ロビーに筑豊の花紹介ということで、小菊がずっと並べてあって、何とも言いがたい気持ちになったわけですけど。

それで、この跡施設の貸出しなんだけど、ここを何に使うんですか。

○農林振興課長

使用の内容でございますが、当面は、先ほどの説明の中で申し上げましたが、馬鈴薯などの土物類を中心とした集荷に利用するというところでございます。

また、近年はコールドチェーン、いわゆる低温かつ最適な温度管理の重要性が高まっていることから、将来的には、本施設を低温施設へ改修することも視野に入れて、事業の拡大に生かしていきたいということでございます。

○川上委員

この会社はどういう会社なんですか、株式会社トリプレックス福岡。

○農林振興課長

東京中央青果についてでございます。所在地は東京都中央区京橋1丁目14番7号京橋中央ビル6階でございます。資本金は1億円。設立は1947年、昭和22年5月でございます。代表者は、代表取締役社長の藤尾益雄氏で、株式会社神明ホールディングスの100%子会社となります。

株式会社神明ホールディングスにつきましては、兵庫県神戸市に所在しており、祖業であります米の卸売業にとどまらず、青果事業への参入や外食事業の展開などに向けて事業を展開しておられます。

東京中央青果におかれましては、その中核を担う青果事業を統括する企業として、トリプレ

ックス福岡を含む青果の卸売会社 8 社を子会社化し、その経営管理等を行う企業でございます。

○川上委員

この卸売市場は、庄内グラウンドの工業団地のサッカー場を 2 面、3 面くらい潰して、サッカー場の代替施設を造らない状況のまま今日まで来ているんだけど、事業費は幾らでしたか。36 億円ぐらい伸びたんですか。

○農林振興課長

土地、建物を合わせまして、この再整備にかかった事業費としましては、36 億 4 6 7 0 万 7 千円でございます。

○川上委員

当初は 25 億円前後ぐらいの見込みだったのが、10 億円以上増えたんじゃないかと思うんですよ。それは、ゆめタウン、イズミが旧市場跡地を 24 億円ちょっきりで購入したことと、軌を一にしたようなことがあったんだけど、10 億円増えたことについては、コールドチェーンとか、いろいろどうしても必要な物を市が整備するというので、やるためにそうなったんだけど、今この状態で、市長なり、副市長なり、どういう思いなのか、ちょっと心情を聞かせてもらえますか。

○武井市長

お尋ねの件につきましては、花き部の休止以降、花き生産者あるいは買受人の皆様の事業活動には影響を与えているというところは十分認識いたしております。生産者や買受人の皆様におかれましては、花き部の休止前から複数の取引先を確保されており、休止後、新たな市外市場での取引を開始されている方も多くおられます。

しかしながら、先ほどご答弁で申し上げましたけれども、ご意見の中には、遠方の市場まで通うのは大変なので、地元で市場があって、そこで取引がしたいというような声もあるわけでございます。そういう意味で、関係者の皆様には大変なご負担をおかけしているとも周知しているわけでございます。

私ども、そういう意味で重く受け止めているところでございますが、本市といたしましては、今後とも生産者及び買受人、双方の情報、状況の把握にしっかり努めながら、今日、ご報告させていただきました方向で進ませていただきたいと考えているところでございます。

○川上委員

前の会社、花市場が「もうこれ以上できません」と言って、最終的に、「もう撤退します」というふうに言う前に、何年も前から、市には相談があっていましたよね。融資の相談まで最後はあっていたんでしょ。そのときから、ここをどうするかについては、最高責任者のところから考えることができたのではないかと思うわけですよ。お金を貸してくださいという要請があったという説明が以前ありましたよね。そのときには、ここが撤退したら、後はどうなるのかなというのを、そういうことも考えておってよかったと思うんですよ。本当にそういうことになってしまってから、大変と思ったか分かりませんが、やおらという感じになっているでしょう。

一方で、先ほど言いましたけど、24 億円ぐらいの当初事業費をどうしてもということで、36 億 4 千万円まで増やして、どこが工事したのか分かりませんが、そういうふうにお金を投入してやって、撤退した会社が悪いかのようなことではないんじゃないかと。だから、飯塚市の事業全体としては、振り返ってどうかということが言われるべきではないかと思う。世の流れだから仕方がないということだけではない問題があるんじゃないかと思うわけですよ。

最後ですけど、先ほど説明の中で言われました、今後、コールドチェーンのようなことを含めて改修することもあり得るというふうに言われたんだけど、それは誰が改修するんですか。誰のお金ですか。そういう議論をしているんですか。

○農林振興課長

冒頭の説明で申し上げましたとおり、トリプレックス福岡におかれましては、将来的にはコールドチェーンのニーズが高いということで、今度使用する、計画をしておる花き部跡施設においても、コールドチェーンに適した低温施設に改修したいというお話を聞いておりますが、これにつきましては、卸会社が自らの負担で実施するということを伺っております。市としましては、改修計画に基づく建築や造作、模様替え、また、設備の変更が適切であるかどうかを確認し、適切であると認められる場合は、承認の手続を行いたいと考えております。

○川上委員

その場合、その工作物、付加価値のついた物は、帰属はどこになるわけですか。飯塚市の物になるんですか。

○農林振興課長

卸業者が自らの負担で整備されたものになりますので、市の財産ではなく、その設備を構築した卸業者の物となるというふうに考えております。

○川上委員

借りた物、市の財産ですよ。それを改造し、付け加えて、それは自分の物ですということになるわけでしょ。施設全体が事実上、もうこの会社の物ということになってしまうんじゃないんですか。

○農林振興課長

施設の改修等につきましては、条例と規則でうたっているわけですが、基本的には、最終的に、あつてはいけませんが、卸業者が撤退するということになれば、使用者が整備した構築物等は原状回復していただくという形になると考えております。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:25

再 開 14:26

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:26

再 開 14:34

委員会を再開いたします。

次に、「筑穂元吉における地域密着型通所介護施設（デイケア施設）の開発行為について」、報告を求めます。

○都市計画課長

「筑穂元吉における地域密着型通所介護施設（デイケア施設）の開発行為について」ご報告いたします。当該開発行為につきましては、令和8年6月22日開催の飯塚市議会経済建設委員会において、所管事務調査が実施されておりますが、その後、福岡県開発・盛土指導課と協議を行いましたので、報告するものです。

資料の「筑穂元吉における地域密着型通所介護施設（デイケア施設）の開発行為について」をお願いいたします。

協議は、令和8年7月14日、火曜日、福岡県開発・盛土指導課を訪問する形で行っております。

協議内容といたしましては、「①開発区域について」、現時点での開発区域境界確認はできないか。

「②盛土状況について」、現況の盛土高さ・土量の状況を把握しているか、また、計画高を

長期間において超過していることに問題はないか。

「③許可条件について」、予定建築物記載内容の不一致に問題はないか、また、施工管理資料は現時点で提出されているか。

「④都市計画法対応について」、第1条（目的）都市の健全な発展及び公共の福祉の増進との整合、第81条（監督処分）適用可能性、第82条（立入検査）実施の可否。

「⑤大雨時における現地確認の必要性について」、どのように考えているか。

「⑥盛土規制法に基づく指導について」、実施の可否について。

以上について、確認を行っております。

福岡県開発・盛土指導課としては、「当該開発行為において法に違反する行為はないと認識している。また、現時点では、直ちに土砂崩壊が発生する状況ではないと判断していることから指導や検査を実施することはない」との見解でありました。

本市としましては、周辺住民の生活環境への不安軽減のため、定期的な現地確認、必要に応じて県への情報提供や協議を行っておりますが、今後も県と連携しながら必要な措置を講じていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

これは、県の見解は非常に何かおかしいと思うんですけど、「開発行為において都市計画法に違反する行為はないと」、結局、開発行為を出したときに、きちんとした図面とか、工事のほうをいろいろ書いて、許可を取るわけですけど、こんな高さに積み上げるような計画はないはずなんですよ、このデイケア施設を造るのに。何で、これは開発行為に違反がないと、何をもって言っているのか、ご説明がありましたでしょうか。

○都市計画課長

現在としては、造成の途中ということで、最終的に計画図面のとおりになればよいという判断を、県のほうはしているということです。

○瀬戸委員

これは、開発申請を行って、開発許可をもらって、大体、工事のスケジュール表とかもきちんと初めに出ていると思うんですよ。その当初の書類とかは確認されましたか。

○都市計画課長

確認をしておりますし、その後、工程、工期の延長のほうも出ておるということです。

○瀬戸委員

そうしたら、今の高さまで積み上げるような許可申請というか、そんな工事図面が出ていたわけですか、今の高さまで積み上げてやるというのが。

○都市計画課長

申請の図面としては、現地盤から約7.7メートル程度を盛土するという申請が出ております。

○瀬戸委員

現状は何メートル積んであるんですか。

○都市計画課長

正式に測った結果ではございませんが、約25メートルぐらいと思われます。

○瀬戸委員

明らかにおかしいですよ。県は何か指導や検査を実施することはないと自信を持って言っていますけど、おかしいでしょ、どう考えても。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:40

再 開 14:41

委員会を再開いたします。

○都市計画課長

現在、開発行為の造成の途中ということで、令和10年12月31日までに計画高の仕上げができれば開発として成り立つので、現在はあくまでも造成の途中ということです。

○瀬戸委員

それ自体が詭弁じゃないですか。初めに出したときの計画から、さらに延長しているわけですよ、工期を、あんなに積み上げて。明らかに土捨てをさせて、利益を得た。初めの事業のディケア施設の開発行為であれば、もう終わって、建物が建っておかないといけないんです。そんなことを平然と受けて、これは市が悪いと言っているわけじゃないですよ、もうちょっと突っ込んで県と話さないと。どう考えても違反したことが分かっているのに、まだ計画の途中で、そして、壊れる心配も今のところないとか。

私もみんなで、経済建設委員会で一緒に現場に行きました。分かりませんよ、雨が降って、大雨が降れば、どうなるか。これは見過ごしちゃいかんじゃないですか。もう少し突っ込んだ話を市のほうからやらないと。何かこれは、今、有名な県議会議員たちが絡んでいるのかなと思うぐらい、本当におかしい。

もう一度きちんとした申入れをして、やってください。普通の開発許可は物すごく厳しいんですよ、開発許可を取るのは。どのように開発されるか分かるでしょうけど。こんなことあり得ますか、次長。考えられないですよ。もうちょっときちんとした対応、もう一度、県のほうにさせていただきたいなと思って要望します。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか

○川上委員

7月14日、火曜日、何時頃から、誰と会ったんですか、福岡県。

○都市計画課長

令和8年7月14日、火曜日、1時30分から、県の開発・盛土指導課と協議しております。そのときのメンバーといたしましては、県のほうが、課長補佐が2名と担当係長と担当者、市のほうが、都市建設部次長と私と課長補佐2名の4名で協議を行っております。

○川上委員

6月の所管事務調査の折に、現地調査を委員会でやりましょうという提案を私はしました。そのときに、委員のほうから、高さは何メートルか、それから土量はどれぐらいになっているのか調べてくださいという話があったと思うけど、さっき、高さについては25メートル、正式ではないけどとかちょっとよく分からなかったけど、言われましたけど、その高さと土量についてはどういう状況なのか、教えてください。

○都市計画課長

先ほど、高さにつきましては正式ではございませんがというご答弁させていただきましたけれども、土量については把握しておりません。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:45

再 開 14:49

委員会を再開いたします。

○都市計画課長

本市といたしましても、委員会のほうで、高さとか土量について把握しているのか、把握する必要があるということで、県に行ったときに、そのことを県に説明して、県も把握しているのかということ、把握しているのであればその答えを教えてくださいということを質問しましたが、県としましては、先ほども私が答弁しましたように、違法行為がないのでそういうことを調べる必要が現在ではないという回答でした。

○川上委員

ですから、飯塚市が調べてくださいというのを、前回、6月のときの委員会の時にはしていたんですね。

さっき、正式ではないけど25メートルと言われた。具体的にはどういうことなんですか、正式ではないけど、25メートルというのは。

○都市計画課長

正式に測量器具等を使って測量したわけではなく、現地のほうで状況から確認して、高さを約何メートルかということをお願いした次第です。

○川上委員

それは、正式ではないがというのは、機械で測量したわけじゃないという意味で、見た感覚で答えたわけですね。見た感覚なんですよ。

○都市計画課長

市のほうで、私どもで、隣の倉庫とかの建物から推測して、「約」ということで、先ほど答弁させていただきました。

○川上委員

あなたたちが進達しなければ、福岡県は絶対に許可しなかったんですよ。ですから、図面も当然持っているわけだから、レベルゼロがどこなのか、どこから測量したら高さが正確に出るのか、あなたたちだって分かるはずなので、それをやってほしいんですよ。さっき瀬戸委員も言われましたけど、その行為がほかのものに引かかるか分からないけど、ドローンを飛ばせば、土量はすぐに分かるじゃないですか。だから、法令上の差し障りがないかも調べた上で——、高さはいいんですから、土量が問題なんですよ。それはやってもらいたいと思います。

それから、工期の問題です。工期について、10年12月31日までにになっているんですよ。これもあなた方が届出書を受けて、そして、県に送ったわけですよ、昨年7月28日に。あなた方が出したから、県は判こを押したわけですよ。変更の理由がすごいんですよ。3年間延ばせと言っているわけだけど、「車庫（営業許可）の移転場所候補地の契約の遅れ」と書いてある。これは意味不明です。分からないですよ、意味が。それから、これもすごいんですよ。「作業員・重機のオペレーターの離職」と書いてあるんですよ。こうなってくると、終わらせる意思もないし、能力もないと自分で言っているわけですよ。これは3年たったら解決するわけですか。その証拠もない、裏づけもない。それであるのは、オペレーターが離職か何か分かりませんが、あのように、山に積み上げていくオペレーターはいるじゃないですか。ずっといるんですよ、積み上げる人は。

それで、あと2つだけ言いましょうね。2020年に、当時片峯市長名で、10月30日付で、この高さをどうかしてくださいと、計画高まで下げなさいと。それまでの間は搬入するなと、しないでくださいという申出をしているんですよ。そのときの状態がどうであったかというのが、すぐに出てこないんだけど、それより半年前、2020年5月に県と市が合同で中に入っているんですよ。そのときの動画が情報開示請求で私は頂いているんですよ。それを見たら、きちんと図面どおり造りかかっているんです。境界ももちろん明確だし、境界には水路も入っているんですよ。こうやって分かれているんですよ。だから、もうほぼ出来上がっていたわけですよ、20年5月の段階で。そのあとに、ここを埋めていくわけでしょう。だから、これは造成しているんじゃなくて、壊しているんです。ほぼ出来上がる状態だったのを壊して、もう

境界も分からなくしている。水路もないから、水害の要因をつくっていつている。それで、高さはあのようになっているわけでしょ。その姿を誰が知っているかっていうと、業者はもちろん知っていますよ。同時に、知っているのは福岡県なんです。だから、あなた方なんですよ、この経緯が全部分かるのは。

だから、さっき福岡県議会の闇の問題がちょっと出されていたけど、無関係ですかという証明をするほうが難しいですよ。だから、このようなありさまを国の機関が見たら本当にびっくりするはずなんですけど——、九地整はびっくりして、自分の土砂はもう入れませんと言っていましたが。こんなのを、県が問題ないと言っていますとか、堂々と経済建設委員会に報告するぐらいではまだ足りないと思う。

それで、もう締めくくりますけど、実は、その隣の野見山産業のことも含めて、7月6日に市民環境部長が飯塚農林事務所の課長に、ちょっとお願いしますよという申入れをしているんですよ。7月6日付ですよ。それで、私はそのことを知りませんから、7月9日付で福岡県に情報開示請求をかけていたんです、飯塚農林事務所から出てこないといけないもの。それで、月曜日にもらいに行ったんです、農山村漁村と飯塚農林事務所と開発盛土指導課に。そうしたら、飯塚市市民環境部長が飯塚農林事務所に渡した申出、これが出てこないんですよ。飯塚農林事務所の林業振興課長様で出しているのに、飯塚農林事務所はこれを出してこないんですよ。どうということか、確認しようと思うけど。

さっき、福岡県議会のこと言っていたけど、声が出ていましたが、こういうようなびっくりするようなことを起こしているわけです。ですから、福岡県に行って、こういうことですよと言われましたというようなことだけでは、住民の生命、財産を守れないし、あれがいいんだったら、どこでもあれになるでしょう。更地に土砂を置き始めたら、全部あれができるんじゃないかと思う。あれでいいということになるんですよ。あれが見本だから。あっちこっちにあんなのが出来たら、どうします。筑穂でも鎮西でも潁田でも幸袋の奥のほうでも、関の山辺りにあんなのが出来たら、どうします。頑張ってください。経済建設委員会でぜひ行きましょう。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:59

再 開 15:00

委員会を再開いたします。

○都市建設部次長

先ほど、いろいろ意見を頂きました。今の現状、計画高よりもかなり高くなっている状態というのは、やはりよくない状態だというふうには認識しております。測量については、相手が民地でありますので、どこまで測量できるかというのは、相手の方とお話をした上で、また県のほうとも、再度、協議のほうをしてまいりたいというふうに思っております。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

もう県のほうがそういう姿勢で来るんだったら、総務省に公害等調整委員会とかありますので、申立てができますので、住民の方と飯塚市議会の経済建設委員会の委員さんたちとで、そちらの手続もやっていきたいかなと思っています。よろしくお願いいたします。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○穂波支所経済建設課長

「市道上における車両損傷事故について」ご報告させていただきます。資料をお願いいたします。本件事故は、令和8年7月1日、水曜日、午後10時頃、飯塚市秋松地内におきまして、雨天時、市道秋松・湊ケ久保2号線を国道201号飯塚庄内田川バイパスから南方面へ走行中、道路上にできたポットホールの上を通過した際、車両前方右側、運転席側のタイヤを損傷させたものです。

なお、本件事故における損害賠償につきましては、現在、相手方と協議を行っているところでございます。

道路の安全点検につきましては、日頃より広報等で市民の方からの情報提供依頼、職員への呼びかけ及び道路パトロールなどにより、危険な箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、これまで以上の安全管理に対する一層の注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○筑穂支所経済建設課長

「市道上における車両損傷事故について」ご報告いたします。資料をお願いいたします。本件事故は、飯塚市大分地内の市道鶯塚・中野線において、同じポットホールで2件起こっておりますので、それぞれ報告いたします。

1件目は令和8年6月29日、月曜日、午前6時頃、相手方が市道を西方面から東方面へ走行中、道路上にできたポットホールを通過した際、車両左側の前輪タイヤを損傷させたものです。

2件目は同じく6月29日、月曜日、午前7時30分頃、相手方が1件目同様、市道を西方面から東方面へ走行中、道路上にできたポットホールを通過した際、車両左側の前後のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。

なお、本件事故における損害賠償につきましては、相手方と協議の上、本件事故の過失割合は、それぞれ市側が50%であり、損害賠償額は1件目が1万1644円、2件目が6万1500円となっております。

道路の点検補修につきましては、広報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

道路のどの位置なのか、それから、大きさがどれぐらい、深さがどれぐらいとかいうのを教えてもらえますか。

○筑穂支所経済建設課長

車両の左側ですので、歩道寄りのほうの左、通行側から見ると左側のほうにポットホールが出来ておったところですが、大きさにつきましては、事故後に確認しておりますが、幅が約60センチメートル掛ける108センチメートル、深さが約8センチとなっております。

○川上委員

もう一回、お願いしていいですか。幅が60センチメートル、深さが8センチメートル、ち

よっと大き過ぎる気がするけど、楕円形みたいな感じですか。

○筑穂支所経済建設課長

質問委員がおっしゃるように、少し大きめの楕円形のような形になっております。

○川上委員

そのポットホールというのは、いつ頃発生したか分からないでしょ。

○筑穂支所経済建設課長

うちのほうが把握しておりましたのは、6月25日、木曜日の未明の大雨の後に、筑穂管内のパトロールを行った結果、その時点では、直径約10センチメートル程度のポットホールを確認しておったところでございます。

○川上委員

深さが、小さい10センチメートル、丸で10センチメートル、それが4日の間で60センチメートルに広がっていたというわけですか。4日間で抑えられなかったのは、どういう事情ですか。

○筑穂支所経済建設課長

発見当時におきましては、ポットホールもあまり大きくなく、発見当時は金曜日でございましたので、週明けの月曜日に道路パトロール職員での補修を行う予定としておったため、実際に補修を行ったのは、事故後、月曜日の午前中に補修を行っております。

○川上委員

雨が降ったのは24日の夜からですね。そのときに筑穂の土砂も崩れ始めた。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

工事請負契約の締結状況につきまして、ご報告いたします。今回ご報告をいたします工事は、土木一式工事1件、専門工事1件の計2件でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領、建設工事指名競争入札参加者指名基準及び各種運用基準に基づき、1件目は市内土木一式工事S等級及びI等級に格付けされている要件等を、2件目は専門工事電気A等級に格付けされ、同種工事の実績がある市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。「鯉田地区污水管渠布設（5工区）工事」につきましては、19者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7980万6100円、落札率90.48%で、株式会社佐藤建設が落札しております。なお、本件の入札につきましては、19者中、最低制限価格によります19者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて、落札者を決定いたしております。

次に2ページをお願いいたします。「内野浄水場制御盤改良工事」につきましては、2者による入札を執行し、その結果、落札額6586万300円、落札率91.99%で、株式会社幸袋テクノが落札しております。なお、本件の入札につきましては、2者中、最低制限価格によります2者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

なお、資料3ページから4ページに入札結果を、資料5ページから6ページに位置図をそれぞれお示しいたしております。

以上で報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○上水道課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。資料の１ページ目をお願いいたします。令和８年５月１９日の経済建設委員会におきまして、工事請負変更契約のご報告をさせていただいておりました「津原導水管布設替（３工区）工事」につきまして、現契約金額７９０３万１７００円から１５１２万６００円を増額しまして、変更契約金額９４１５万２３００円としたものでございます。

資料２ページ目、位置図をお願いいたします。変更契約の主な概要といたしましては、現地試掘の結果、水位が高く、軟弱地盤であったことから、当初予定していたオープンカット工法を土留工法へ変更したことにより、約１３００万円の増工。また、工法検討のため、ボーリング調査工約１７０万円を増工。その他精査による約４２万円の増工により、変更を行うものです。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

これは、場所はどこですか。

○上水道課長

場所につきましては、地図の赤丸がついている所が工事箇所なんですけれども、その左側に、県道６０号線飯塚大野城線がございまして、飯塚方面から大分のほうに、高田のほうに行く道から八木山バイパスへ向かって行く途中にございます。

○川上委員

これは、一度質疑した所ですね。分かりました。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内土木一式工事のＳ等級、Ⅰ等級、Ⅱ等級に格付けされている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。本件、「明台寺橋補修工事」につきましては、３０者による入札を執行いたしました。その結果、落札額６９７５万９８００円、落札率８５．０８％で、有限会社ダイオー建設が落札しております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式により、落札者を決定いたしております。

なお、２ページ以降については、入札結果、位置図の資料を添付しております。

以上、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○副委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
以上をもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。